

## 農政商工観光委員会会議録

日時 平成21年12月9日(水) 開会時間 午前10時08分  
閉会時間 午後4時42分

場所 第2委員会室

委員出席者 委員長 鈴木 幹夫  
副委員長 安本 美紀  
委員 大沢 軍治 望月 清賢 浅川 力三 岡 伸  
樋口 雄一 武川 勉 深沢登志夫

委員欠席者 なし

### 説明のため出席した者

農政部長 笹本 英一 農政部次長 松村 孝典  
農政部技監 石川 幸三 農政部技監 西島 隆  
農政総務課長 杉山 正巳 指導検査室長 原田 育生  
農村振興課長 有賀 善太郎 果樹食品流通課長 樋川 宗雄  
農産物販売戦略室長 河野 侯光 畜産課長 白砂 勇  
花き農水産課長 深沢 和人 農業技術課長 赤池 栄夫 耕地課長 加藤 啓

商工労働部長 輿水 修策 産業立地室長 後藤 雅夫  
商工労働部理事 中村 雅夫  
商工労働部次長 都築 敏雄 商工労働部次長 久保田 克己  
産業立地室次長 中込 雅  
労働委員会事務局長 高橋 哲朗 労働委員会事務局次長 清水 久幸  
商工企画課長 清水 幹人 商業振興金融課長 岩波 輝明  
産業支援課長 尾崎 祐子 労政雇用課長 中澤 卓夫  
産業人材課長 佐野 芳彦 産業立地推進課長 高根 明雄

観光部長 中楯 幸雄 観光部次長 山田 幸子  
観光企画・ブランド推進課長 八巻 哲也 観光振興課長 小林 明  
観光資源課長 塩谷 雅秀 国際交流課長 窪田 克一

公営企業管理者 進藤 一徳 企業局次長 西山 学  
企業局総務課長 山下 正人 電気課長 石原 茂

議題 第124号 平成21年度山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件  
第129号 平成21年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中農政商工観光委員会関係のもの

請願第21-10号 「改正貸金業法の早期完全施行等を求めることについて」の請願事項の3のうち中小事業者向けに係るもの

請願第21-11号 「改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求めることについて」の請願事項の3のうち中小事業者向けに係るもの

審査の結果

議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

また、請願第21-10号及び請願第21-11号については、いずれも採択すべきものと決定した。

審査の概要

まず、委員会の審査順序について、農政部、商工労働部・労働委員会、観光部、企業局の順に行うこととし、午前10時08分から午前11時47分まで農政部関係、休憩をはさみ午後1時33分から午後2時36分まで商工労働部・労働委員会関係、休憩をはさみ午後2時58分から4時10分まで観光部関係、さらに休憩をはさみ午後4時29分から42分まで企業局関係の審査を行った。

主な質疑等 農政関係

※第124号 平成21年度山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件

質疑

岡委員

今回の条例改正は、このところずっと言われてきたものだと思うわけでありましてけれども。とりわけ今までの中では、例えば50アール以上持っていないと、とか、あるいは30アール以上持っていないと農地が取得できないということであったわけです。例えば、条例の概要の中の条例改正の背景等についての丸の2つ目、3つ目でありますけれども、このところでは甲府市に移譲するという形になっているわけです。これらの部分で、どの程度の面積を、ここでは2ヘクタール以下と言っておりますけれども、移譲することになるのでしょうか。

有賀農村振興課長

ただいまの御質問のありました移譲の関係でございますけれども、この2ヘクタール以下というのは、知事権限で農地転用の許可ができることとなっております。それから、2ヘクタールから4ヘクタールにつきましては、これも知事権限なんです。これは農水省と協議の上の知事の権限ということで、今回、移譲いたします部分は、甲府市に既に移譲してございますこの2ヘクタール以下の転用に係る部分にあわせまして、今回、農地等を国または都道府県が学校あるいは病院等に転用する場合について、知事との協議を行うということが新たに法律に付加されましたので、その部分について移譲するというところでございます。

岡委員

甲府市に移譲してあるから、今までも移譲されていたと、私は理解していたわけです。ですから、改めてここで移譲するという言い方、何だろうなというふうに、私はちょっと疑問を持ったわけです。

あと、1つ言えることは、先ほど言いましたように優良農地であるならば、例えば先ほど言いましたように30アール以上、そのところは2の条例改正の内容の中に入ってくるのかなと思うわけでありましてけれども、優良農地の30アール以上あるいは50アール以上の分について、これが緩和されるのでしょうか。10アールに緩和されるのでしょうか、その辺をひとつお聞きしておきたいと思っております。

有賀農村振興課長

農地の下限面積につきましては、従来、知事が定めるという形になってございましたが、今回の改正によりまして、それぞれの農業委員会で下限面積を定めることができるという形になりましたので、それぞれの市町村もその状況におきまして面積を定めていただくと、あるいは定めなくてもよろしいということで、あとは農地等の情報を農家の皆さんに教えるというような形で農地流動化が進むようにと、現在、法の改正はなっております。

岡委員

条例改正の内容の(1)の農地法第3条の関係なんです。農地法第3条の関係では、今までは甲府市の場合でも30アールを保有しなければ、取得することができない、移転することができない、賃貸借についてもそうなんですけれども、できないという部分があった。けども、今回はそのことは全く、(1)にも全市町村ということでしたら、甲府市も該当すると私は理解させていただくわけでありまして、(2)については甲府市にということでありまして、(1)については全市町村ですから、甲府市もこれは該当するという物の

考え方に基づいて、言うならば、今、課長から御説明いただきましたように、言うところの下限面積を確定しない。30アールなんていうことは考えないで、とにかく、もう、例えば10アールでもいいと、あるいは10アールというふうに認めなくてもいいと。各市町村農業委員会でそれは対応していくというものの考え方でいいわけですね。それだけ確認させていただきたい。

有賀農村振興課長 農地の下限面積の考え方につきましては、それぞれ市町村によって遊休農地が多かったりとか、いろんな事情があると思います。したがって、新たな担い手に農地を利用させていただくという観点であれば、既に南アルプス等におきましては10アールまで下げさせていただきますので、そういった措置はそれぞれの市町村の農業委員会で考えていただければよろしいかと思えます。

岡委員 ことはわかりました。それで、農地法の4条、5条の関係でありますけれども、ここでは学校、病院等と出ているわけでありまして、これは公的な機関と理解するわけでありまして、例えば飲食店等、大型と言うとなんですけれども、例えば2ヘクタール、3ヘクタールというふうな部分の開発ということで、4条、5条の申請が出た場合においてはどのような物の考え方でしょうか。

有賀農村振興課長 今回の条例改正に係る部分の国または都道府県が農地等を学校、病院等に転用する場合ということは、これまではこういった場合については、農地法では許可不要でございました。ただ、一団の農地の中の真ん中にそういった施設ができることによりまして、農地の集団性が侵されるという例が全国的には多々あったということで、今回、学校、病院等につきましては、建設する場合には知事に協議すると。許可制から協議制に変わったということで御理解願いたいと思えます。

また、ほかの民間の施設等につきましては、従来と同じ形で、農地法上は許可手続をしていただくことになっております。

岡委員 すると、今まで許可不要だったんでしょうか。病院なんかは一応は届け出ではなくて、許可という形で出されていたと私は思っているんですよ。学校については、私は存じ上げておりませんが、病院なんかの場合には、開発というふうな形の中で許可申請を出していたような気がする。そのところは私自身もまだ完全ではありませんけれども、いずれにいたしましても、届け出の分と、それから許可の分というのがあると思うんです。ここらの分について、あと1回、その辺だけ聞いて終わります。

有賀農村振興課長 私どもが承知しています農地法の部分でございますので、ここは開発する場合には諸法ございまして、そちらのほうはお答えちょっとできませんので、農地法だけで申しますと、先ほど申しましたように、国または都道府県が行う学校、病院等の公共施設については、これまでは許可不要であったことが、これからは協議制に変わったということになる、ということをお願いしたいと思えます。

大沢委員 甲府市と書いてありますが、甲府市以外は適用にならないんですか。例えば甲斐市の中で、ここに書いてあるような学校、病院以外に農協等が必要とするような場合は適用になりますでしょうか。

有賀農村振興課長 今回、学校、病院等ということでございますが、ほかに社会福祉施設、それ

と庁舎、例えば県庁の庁舎であるとか国の出先の庁舎、そういった庁舎、それと、それに必要な宿舎、この5つ、学校、社会福祉施設、病院、庁舎、宿舎、この5つにつきまして協議対象となったと御理解願いたいと思います。ですので、これはあくまでも国あるいは県が実施主体となっていく、こういった施設の建設ということでございます。

大沢委員                   では、農協は対象にならないということですね。

討論                       なし

採決                       全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第129号               平成21年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中農政商工観光委員会関係のもの

質疑                       なし

討論                       なし

採決                       全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※所管事項

質疑

(国の事業仕分けによる農政部関係事業への影響について)

安本委員               国の行政刷新会議における事業仕分けによる本県への、農政部関係事業への影響についてお伺いしたいと思います。

まず、今議会、知事の提案理由説明の中で、事業仕分けにおいて廃止もしくは予算計上見送りということで、そういう区分をされた事業の中には、山梨県の政策推進上、重要な事業が含まれているという発言がありまして、また、質問への答弁においては、仕分け結果に対する県の調査で、県、市町村等の事業に関係があると判断されるものが全部で148事業あって、そのうち農道整備事業等44事業については影響が懸念されると、そういう趣旨の発言をされております。

この事業仕分け結果については、そのまま国の来年度予算に反映されるのか、それとも、政治判断で継続されるのか、それがいまだ不明で、私も不安が募っているところでございますけれども、現状の事業仕分け結果として、本県、市町村にどんな影響が出るのか、農政部関係についてお伺いしたいと思います。

まず初めに、一部マスコミ報道もされておりますけれども、影響が懸念される44事業について、農政部関係では幾つあって、主要な事業はどのようなものがあるのか、お伺いをさせていただきます。

杉山農政総務課長   ただいまの安本委員の御質問ですが、県の事業に対しては、44事業につきまして影響が出ることが懸念されているということですが、農政部関係では、このうち12事業が、影響が懸念されている事業であります。

仕分け結果で申し上げますと、廃止と判定されました事業が3事業、具体的

な事業名で言いますと、農道整備事業、それから田園整備事業、農業経営改善総合支援事業、この3事業です。

それから、仕分け結果として縮減と判断されたものが6事業、事業名で言いますと、かんがい排水事業、強い農業づくり交付金、経営体育成交付金、農地・水・環境保全向上対策、地域バイオマス利活用交付金、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、それから、自治体に移管すべきと判断されたものが2事業、事業名は、農業集落排水事業、鳥獣被害防止総合対策事業、それから、平成22年度の予算計上見送りと判断されたものが1事業、耕作放棄地再生利用緊急対策、以上の12事業が、影響が懸念される事業であります。

安本委員

今、12事業あるということで、ちょっとたくさんあるので、ほとんどお伺いすることができないんですけれども、仕分け結果のうちで影響が大きいと思われるものは、事業の廃止、それから、来年度予算への計上見送り、予算が全くつかないものであると思うわけです。

そこで、廃止の事業についてお伺いしたいんですけれども、たくさんもあれなので、農道整備事業と、それから田園整備事業について、それぞれの事業の概要をまずちょっと教えていただきたいと思います。

加藤耕地課長

今回、ワーキンググループで、廃止とされましたのが、農道整備事業で、県で言いますと、農免事業が2地区、また、一般農道整備事業が1地区、それに、先ほど委員からもお話がございました田園整備事業が1地区、計4地区が、今回の廃止の対象となっております。

いずれも農道整備事業でございますので、農業生産の向上に資するということが大前提でございまして、それにあわせて農村地域の環境整備、農村環境の整備に資するという形の中で、農道の基幹的なものを整備していくという状況でございます。

安本委員

それでは、農道整備事業と田園整備事業、農道のほうが3地区ですか、それから、田園整備事業は1地区ということなんですけれども、来年度からやりたかった新規の箇所は、それはちょっと別として、今、この4つの箇所で、それで事業をやられているということなんですけれども、本年度終了時点での事業の進捗状況、どの辺まで予定をされているのか、現状の進捗率でも結構ですけれども、教えていただきたいと思います。

加藤耕地課長

進捗状況でございますが、まず、農免農道でございますが、先ほど2地区に使用しているということでございまして、そのうちの1つは、東八中央東の3期地区でございまして、これは23年度の完成を目指しまして、進捗状況は、今年度末で約92%という状況でございます。

また、もう一つの農免農道整備事業につきましては、釈迦堂地区、これは甲州市と笛吹市にまたがる地域で農道整備しているわけでございますが、これにつきましてもやはり23年度を完了目標といたしまして、現在の進捗状況は86%、また、一般農道整備事業としまして、金川曾根地区をやっておりますが、これにつきましては、昔、昭和46年から50年代にかけて金川曾根広域農道で整備したところ、耐震補強としての整備が20年から始まったものでございまして、全体の整備率は約65%という形でございまして、これはあと残っているのが耐震補強の落橋防止ということでございます。

もう一つ、田園整備事業の長坂地区でございまして、これは、北杜市で、今現在、整備をしているところでございまして、県道北杜葎崎線から県道長沢小淵沢線の間を接続する道路でございまして、これにつきましては、平成22年

完成ということで、現在までの進捗状況につきましては、今年度末になりますが、一応92%というような状況でございます。

安本委員

いずれももう少しやれば完了するという事業だと、今、受けとめさせていただきました。

これらの事業は廃止ということなんですけれども、県として、また、地元でも必要があるから行っていると思いますけれども、全部その必要性を伺うと時間がかかりますので、一番最初にありました笛吹市の東八中央東第3期地区の農免道について、その事業の意義と伺いますか、目的と伺いますか、地元の必要性、農道としての必要性ということについて、ちょっとお伺いをしたいと思います。

加藤耕地課長

東八中央東の3期地区につきましては、後で説明いたしました釈迦堂地区とも連携いたしまして、笛吹川の左岸地区の丘陵地域におきまして、旧境川村の黒坂という地区がございまして、場所が境川のゴルフ場のちょっと下になりますが、そのところを起点としまして、終点がこの釈迦堂地区の勝沼町の岩崎という形の中の全長が約10キロの農道整備をしている中の一部というふうに説明させていただきたいと思っております。

それで、全体は全部で8地区に分かれてございまして、今残っておりますのが、この東八中央東の3期地区と釈迦堂地区ということでございまして、進捗状況は9割ちょっとっておりますが、これにつながりませんと、先ほど言いました旧境川から岩崎、要するに勝沼町までの地域の方で考えてございまして農産物の流通の合理化や、また、非常に丘陵地に走る農道でございまして、地域からはドライブコースまたは観光用にとということの大きな期待を持っている道路でございまして、地域のほうからもぜひ早期の開通をとということでおっしゃっております。これについてはもう少しでございまして、頑張っ

安本委員

全部の事業について説明をいただく時間もないということで、私はどの事業もその地域地域において、農政上で必要な重要な事業であると思っておりますし、ほかのことにも付加価値を持った道路であると思っております。

全国の状況は、私、すべてわかりませんので、無駄な事業も確かにあるのではないかなとも思いますけれども、今、事業の必要性を説明していただきましたが、農道整備事業を廃止した主な理由がワーキンググループの事業仕分け評価結果ということで、ホームページに出ております。このコメントを見ますと、何て書いてあるかという、農道整備事業を単独の事業として行うという歴史的意義はもはや終わった。農道を一般道と区別する意義は薄い。必要があれば、自治体がみずから整備すべきと。こういうコメントが大勢であったと。中には中山間地域等、本当に必要な農道に限定して予算を削減すべきというコメントも少なからずあったということです。

もし、仮にこの国の補助金がなくなったら、もう少しということですので、県単独で事業を完成すべきではないかなと思うところですが、10月14日の庁議の資料がホームページに出てございまして、ここに平成22年度予算編成方針が書かれています。国における予算編成の動向を十分踏まえつつ、特に国庫補助負担金等の大幅な見直しが見込まれる中で、次の点に十分留意した編成を行うものとするという中に、既存の国庫補助負担金等が廃止、縮減された場合にあっては、制度的に新たな補てん措置が設けられる場合を除き、県の一般財源による補てん等は一切行わないこと、とあります。これに該当するかどうか、ちょっと私にはわからないんですが、この委員会でお伺いするのはち

よつと無理があるのかなとも思いますけれども、農政部として財政当局からの来年度の予算編成方針についてどのような指示があるというか、言われているのか、お伺いしたいと思います。

加藤耕地課長

この件につきましては、今、委員のほうからお話ございましたように、原則、廃止のものは県としても単独で予算はつけないと、財政当局からは聞いてございます。

安本委員

もう一点、これは4月の当初予算の課別説明書の農の43ページから44ページですけれども、ここに先ほど事業として該当する事業が載っておりました。農免道、一般道のところについては予算額で6億3,000万円、それから、田園整備事業費については3億1,500万円と載っておりますけれども、大体国の補助率を見ると、この土地改良費の県営土地改良事業費で5割弱ぐらいかなと思います。この中に、県費と別に負担金が、これ、全体として県営土地改良事業費89億円のうち、17億円ぐらいあるんですけど、この負担金というのはどういうものでしょう。

加藤耕地課長

こちらの事業につきましては、基本的に地域からの申請事業ということで、今回、今、議題に乗っております農道整備事業につきましても、市町村からの申請という形の中で事業実施をしております。国のほうが基本的に5割の補助率であります。県のほうで農免道路については3分の1、あと、一般農道については27.5%を県が出してございまして、その残り、いわゆる地元負担金と称しておりますが、その残りの、農免につきましては6分の1、ですから16.7%ですか、一般農道については27.5%ということで、それにつきましては関係市町村から徴収していくということでございます。

安本委員

国の補助金と県の費用と、それから、地元の負担金を出しながらここまで進めてきているということだと思います。事業仕分けのグループが個々の進捗状況、もう少しやれば完成するというようなことも、個々の状況を確認することなく、また、地元の意見というものも集約はされなかったと、私は思っておりますけれども、そうやって廃止を決めるのであれば、乱暴であるという意見があるということも、私は納得できるところです。

いろんなところで、声が、この事業仕分けに対して上がっておりますけれども、このことについても地方から声を上げていかなきゃいけないんじゃないかなと思います。私もこの委員会で取り上げさせていただいたところでございます。

実際にこの事業を進められている農政部としては、事業仕分けで、地元として、地域として困るものについて、せめて執行中の事業、もう少しで完成するものについては認めてもらって、新規のものについてはこういうコメントの考え方もいいと思いますが、続けてもらいたい、私は思いますけれども。12ものそういう事業を抱えておられる農政部長さんにぜひ地域としても、県としても声を上げていただきたいと思うのですが、どう対応されるのかお伺いをして、これを最後の質問にします。

笹本農政部長

政権が変わりまして、事業仕分けということで、プロジェクトチームが一応の整理をして、なったわけですけども、今後、平成22年度の予算編成を経る中で、そのあたりが決まってくると聞いております。

今、委員お話しのとおり、特に農道整備事業、あと二、三年で終わるような事業もございますし、一般的にワーキンググループで指摘があったように、必



要なら自治体が一般道として整備すべきという議論もあるんですけども、現実問題として、中山間地域の条件不備地域において、例えば、農道が狭くて農地に機械が入らないとか、農地の移動が難しいとか、そういうことを考えますと、農道の整備というのは必要だろうとっております。

確かに面的整備の中で整備するほうも現実にございますけども、農道としての整備も必要ではないかと考えております。

そういう意味で、県といたしましては、仕分けは仕分けといたしましても、県としては、当然、継続事業でございますので、これらについては、当然、何らかの方法で、国のほうで措置してくれることを期待もいたしておりますし、また、いろんな機会を通じまして、国に対して働きかけを行ってまいりたいと考えています。

(県産銘柄畜産物の生産拡大への取り組みについて)

岡委員

私は今、安本委員さんの物の考え方をお聞きしながら、この間、約1カ月余、朝のマスコミ放送、テレビ放送を、非常に楽しく拝見させていただいてまいりました。その中で事業仕分け問題というのは、非常に、毎朝毎朝テレビ放映をされておりました。なかなか、なるほど、無駄もあつたんだなということ、あの事業仕分けの中で初めて私たちは知ることができたわけです。予算編成とはこういうものなのかなというふうなことも含めて勉強させていただいたと、私は感じました。

あわせて、地域の皆さん方の、まちの皆さん方のアンケートなんかを聞くと、約七十数%と、事業仕分けを評価いたしているわけでありまして。私はそういう点からすると、確かに、今、お話があつたようないろんな問題があることは事実であろうと思うわけでありましてけれども、私はそれなりに評価をしながら、これから事業仕分けを含めて、これからの連立政権の行方を見守っていききたいなというふうに感じています。

その中で、県は、今回、第138号議案、チャレンジ山梨行動計画の変更計画を出しているわけでありまして。私は、その中で幾つか、地域の分という立場も含めて、関連しながらお聞きもしてみたいなと思うわけでありましてけれども、まず、県産銘柄の畜産あるいは果樹、さらに水稻等を含めて、これらについて積極的にブランド品をつくっていきたいと言われておりますけれども、その中で、過般、アイオワ州から種豚を輸入したとお聞きもしておりますし、承知をいたしているわけでありましてけれども、今、現在の取り組み状況はどんなふうな形になっているのか、お聞きしたいと思います。

白砂畜産課長

今、委員の御質問にございましたように、平成16年度にアイオワ州から3品種の36頭の豚を導入いたしまして、これを基礎豚としまして、新銘柄豚の開発を、現在、進めてございます。

現在、平成21年度に第5世代、基礎豚から最初に生まれたものを第1世代としまして、第5世代の生産をしておるところでございます。系統豚につきましては、今回、新銘柄豚としては、我々が、肉屋のショーケースに乗る豚の父親を、今現在、開発しています。その基礎豚となる豚につきましては、俗に黒豚と呼ばれていますが、パークシャー種、これは味もよくて定評もございます。それから、褐色の色をしたデュロック種というのが、さしが入りやすい傾向にございます。

こういうことで、第7世代が完成豚となります。したがいまして、平成24年度に完成をいたします。第7世代まで育成をするというのは、遺伝的に優良な形質を固定するのにそれだけの年限を要するわけでございます。こういった状況で、現在は第5世代が進捗の状況です。

岡委員

今までも本当にすばらしいフジザクラポークなんかを生産していただきまして、今後、海外へも輸出していきたいという方向が出されているわけですが、そして、フジザクラポークを、時々ちょうだいする機会がありまして、食しているわけでありまして、なかなか一般のお肉屋さんには、県内では余り出ていないというふうにもお聞きしているわけでありまして。そういう点では、今のフジザクラポークは、現在、5つか6つの農家で飼育されているのでしょうか。いずれにいたしましても、そういう点で、さらにそういう農家をふやしていくというふうな物の考え方はいかがでしょうか。つまり、県内のお肉屋さんでもおいしいフジザクラポークを食べることができるような、買うことができるような、普及といいたまいますか、広げていくことはいかがでしょうか。

白砂畜産課長

現在、フジザクラポークは4農家で年間1万2,000頭が生産されてございます。指定店までは位置づけてございませませんが、日常取り扱っておられる店舗が11店舗ございます。今回、先ほど御説明申し上げました新銘柄豚の生産も、平成24年度になりますと、新たに進められるわけでございますので、現在、それも踏まえてフジザクラポークの生産農家も、今後、数戸ふえる見通しが出ておりますので、新銘柄豚の取り組みの農家も、平成24年度にあわせて拡大できるように努力してまいりたいと思います。

岡委員

ぜひまた、そういう点で、本当においしい豚肉を生産していただくために努力されていることに対しまして、本当に敬意を表するわけでありまして、そういう中で、本当にどこのお店に行っても買えるというふうな、できれば、できるだけ販路拡大していただきたいと思いますというわけでありまして。

さらに、ワインビーフの関係もそうだと思うわけでありまして、ワインビーフに対する取り組みはどうですか。

白砂畜産課長

ワインビーフにつきましては、現在、3農家で生産されております。ワインビーフにつきましては、年間915頭の実績がございまして、先ほど申し上げましたような、特約店といえますか指定店といえますか、12店舗がワインビーフについてはございまして、現在、県内の消費者の皆様にも甲州ワインビーフという銘柄が浸透しつつございまして、そういう中で、生産者も増頭の意向もございまして、今後、さらにワインビーフの生産に同調される生産者の皆さんをふやすように努力してまいりたいと思います。

岡委員

県民にも食することができるということも1つですが、先ほど言いましたように、海外への輸出も取り組まれていると思っているわけでありまして。過日、私たちフォーラム政新では、香港へ市場調査に行つてまいりました。その折、見てきた中では、山梨の、例えば桃、ブドウというのも含めて、もちろん肉は全く山梨から出ていないようでありまして、いずれにいたしましても、桃は日本一だとか、ブドウは日本一だとか言いながらも、香港の中では山梨の桃というものは全くなかった、ブドウもなかった。ところが、売られてはいる。日本のブドウというふうな、日本の桃というふうな形で売られているんです。

今後、フジザクラポークあるいはワインビーフを輸出するときには、香港へ出すときには、ぜひ山梨のブランド品として、言うならばフジザクラポークは甲州の、山梨のフジザクラポークである、あるいはワインビーフも、甲州のワインビーフだというふうな形で、ブランド、銘柄をしっかり押さえて、とって、

そして、輸出していただきたいと思うんですが、その辺の考え方はどうでしょうか。

白砂畜産課長

豚につきまして、せんだって、香港へのテスト輸出ということで、事業を実施したわけです。

まず、豚肉につきましては、県内の山梨食肉流通センターで処理をして、部分肉にしております。これは、香港のほうで、と畜場として、お肉を生産する場所として認定をいただいておりますので、輸出ができるということでございます。

ところが、牛肉につきましては、日本国内で3カ所しかまだ認定がとられておりません。香港はアメリカ並みの認定工場、工場といいますか、認定場所でなければ、そこで処理された肉でなければ輸出ができないことになっています。したがって、県内の食肉流通センターはまだ牛肉ではその認定を受けておりませんので、牛肉の出荷につきましては、ちょっと難しい点がございます。

岡委員

わかりました。とれていないということでありまして、とるような積極的な努力をしていただきたいということでもあります。

つまり、あそこの、香港の市場というのは、物すごい富裕層と富裕層でない人たちのランク、グレードが全然違うところにいます。幾ら高くても買う。本当に行ってみて驚いたんですけども、全く1けた違うような、例えば普通の方々が100円で買うものを、1,000円でも富裕層の方たちは買うという状況にあるわけです。そういうふうなことからするならば、私は、やっぱり、あのおいしいフジザクラポークあるいはワインビーフについて、もっともっと積極的な取り組みをして、入れていっていただきたいなど。もちろん桃もブドウもスモモもそうでありませうけれども、そういう点で、まず要望しておきたいと思います。

(企業の農業参入と耕作放棄地の解消について)

2点目は、このところ、前回、9月に若干お聞きもしたんですけども、耕作放棄地が非常にふえているというのが実態であります。これに対しまして、かなり、この間、市町村の対策委員会だとか、県においても総合対策会議なんかを開催しているようでありまして、実際問題といたしまして、ワーストスリーの中へ入るといふふうにも言われているわけでありまして、そういう点で、このところ、全国的な中でも、企業参入といひましようか、特に建設業を中心として、それなりの取り組みがなされているというマスコミの報道なんかもあるわけでありまして、県内において、その後、どんなふうになっているのでしょうか。

赤池農業技術課長

新規参入、企業の参入でございますけれども、本年度から企業参入担当として専任の担当を設けまして、鋭意参入に向けての努力をしているところでございます。

ことしに入りまして、新たに8企業が農業に参入しました。これが現状でございます。

岡委員

その8企業というのは、一般的には建設業と言われているんですけども、建設業以外もあると思うんですが、建設業とそのほかの企業とどんなふうな比率なんですか。

赤池農業技術課長

8企業のうち、建設業が業種として一番多いようでございます。そのほかに

運輸関係とか、あるいはITの会社もあります。

岡委員

いずれにいたしましても、今大変な倒産を含めて、かつてない戦後最悪というふうに言われるこの経済情勢の中であります。私は、やっぱりそういう点で、せっかく、そう言うてはなんですけども、耕作放棄地をすべて企業に任せて、企業が一からやれというのは非常に大変だと思うわけです。つまり、耕作放棄地も本当に原野になっちゃって、どうしようもないところを買い取りしろというのは非常に大変だとも思うわけありますけれども、それらも含めて、やっぱり指導をしていただきたいと思うわけであります。

そして、なおかつ、できるものなら8企業をさらに多く、非常に厳しい、経営のきつい、そういう企業へも積極的な働きかけをしながら、できるだけ耕作放棄地を解消していくということが大切じゃないかと、私は感じているわけであります。

今後の総合対策会議だとか、あるいは市町村における対策会議だとかというふうな形でやっておられるようでありますけれども、例えば来年に向けて、今まで8企業でありましたけれども、これからどのくらいを目途に、どのくらいの耕作放棄地を解消していくというふうに考えておられるのでしょうか。

赤池農業技術課長

4月からこの12月までに8企業が入っております。ことしの実績はまだあと3カ月ございますので、さらに伸ばす努力をしたいと思っております。さらに長期的に見ますと、基本的に幾つを目指すではなくて、多ければ多いほどたくさん入っていただくというようなことが目標でございます。

耕作放棄地との関連でございますけれども、先ほど8企業入ってございますが、そのうち6の企業が遊休農地であったところを使っております。全部の利用面積でございませぬけれど、その一部で遊休農地を活用してございますので、今後またこういう形で進めていきますと、企業はもっとふえてくるということになります。農地を確保する段階で、我々とすれば市町村と連携して新たな農地をあっせんしていくわけですが、こうした手段を通じて耕作放棄地の解消に向けて努力してまいりたいと思います。

(本県における農業経営目標について)

岡委員

わかりました。私ばかり質問してもいかなんと思ひながら、あと一、二点、簡単にお聞きしておきたいと思ひます。

実は、私は昭和34年に農林高校を卒業いたしました。34年に農林高校を卒業したときに、私はたまたま勤めへ出ちゃったんですけども、そのとき言われていたのは、これから農家は7けた農業を目指すんだと。池田さんだったんでしょうか、あの当時、そんなふうな言い方がなされた。政府ではそんなふうな言い方をして、7けた農業を目指す。

つまり、当時、一般のお勤め人の方々が七、八十万円しか得られなかったのを100万円農業にするというふうな目標を立てられて、農業に取り組んだ方々もおいでになるわけであります。

そういう中で、今現在は、言うならば1億円だと。これまで100倍の状況が出てきているというふうなまで話がされております。つまり、大型農業を積極的に進めていくというふうな物の考え方、さらに戸別補償の問題が、最近また、民主党を中心とした連立政権の中では出されておりますけれども、いずれにいたしましても、そういうふうな中で、山梨県における目標といたしましうか、農家経営の収支状況の中で、経営をどういうふうな形で目標達成しようとしているのか、ちょっとお聞きをしたい。

赤池農業技術課長 農業経営の面で、優良な農家に育っていただくために、農業経営基盤強化促進法という法律がありまして、これに基づきまして、経営の感覚にすぐれた経営体を育成するというところで、県では基本方針を作成し、あるいは市町村は基本構想を作成してございます。その中に、今、経営の目標という点で申し上げますと、従事者1人当たりの年間所得目標について、550万円という目標を掲げて推進しているところでございます。この550万円というのは他産業並みの所得を上げようということで、こういう目標を掲げています。

岡委員

1人当たり550万円、夫婦で1,100万円ということでありまして、まさに他産業並みといえば、それでいいのかなと思うわけでありまして、しかし、実際問題といたしまして、耕作面積が狭い中で1,100万円上げるというのは大変だろうなど。例えば、私は甲府市の南に居住をいたしているわけでありましてけれども、私の地域の中では水稻を基本に置きまして、スイートコーンあるいは夏秋ナスなんかを中心にして、大体1,000万円近く上げる方々もおいでになるわけでありましてけれども、ほんの一部分なんです。やっぱり1.5ヘクタールあるいは2ヘクタールぐらいないと、こうした収益を上げるということにはなかなかならないわけでありまして、今現実問題として70アール、80アールというふうな農家が非常に多いわけでありまして、そういう点からすると、なかなかそういう実態には合わないと思うわけでありまして、その辺はいかがでございましょうか。

赤池農業技術課長

今、申し上げました県の計画の中に作目別の経営類型をつくってございます。それは非常に多岐にわたる経営が県内にございますものですから、30の類型に分けてあります。その中で、例えば水稻と組み合わせてどういう経営ができるかというようなことの累計を見ますと、水稻30アールとナスが20アール、それからスイートコーン60アール、ほかに野菜もありますけれども、そういった作目を組み合わせて、面積がこれで1町7反という面積で、それに基本装備、例えば育苗ハウスだとか、トラクターだとかを備えて、そして技術体系、こういう技術でやっていたら、先ほどの目標を達成できますよというような類型となっております。この類型では170アールでございますけど、これで所得600万円以上確保できるというような類型により、指導しているところでございます。

岡委員

今、課長の御説明で170アールといいましょうか、1.7ヘクタールくらいで大体目標達成と。先ほど言いましたように1.7ヘクタール、なかなか、かなりの農家でなくてはそれだけの面積を耕作することはできない。私の感覚の中で、50アールとは言わないにしても、せいぜい七、八十アールくらいの農家というのが圧倒的多数じゃないかなと、私は感じているわけです。いずれにいたしましても、そうした場合には果樹だとか、あるいは施設園芸だとかという方向もまた考えていかなければいけないだろうというふうに思いながら、ぜひ農家の経営安定のために御努力を賜りますようお願いしたいと思っております。

(二地域居住、都市農村交流の取り組みについて)

最後の部分です。これは実は観光とも若干かかわり合いがあるわけでありまして、クライנגルテンといいましょうか、二地域居住の農政問題であります。この問題について、私は、都市住民をいかに山梨へ呼び込むかというふうなことを、私は観光部ともども手を携えて、農政としても積極的にやっていくことが必要かと思っておりますが、その辺いかがでしょう。

有賀農村振興課長 二地域居住、都市交流の関係でございますが、農政部のほうでやってございます施設整備といたしまして、クラインガルテンの整備をしております。これは、現在、既に供用済みが3地区、これは北杜市の旧高根町が1カ所、それから、甲斐市の旧敷島町に1カ所、それから、南アルプス市で、現在、一部供用しておりますが、建設中でございます。あと、残り丹波山村で建設中ということで、既に供用を開始しているのは2カ所、今建設中は2カ所ということでございます。

岡委員

高根は早くから取り組まれて、私たちも行く機会が一度あったわけでありませけれども、いずれにいたしましても、そういうふうなことを含めて、南アルプスとか、そういうふうな形に取り組まれている。

あと、1つ、マスコミで報道されたんですけども、山梨市で空き住宅といいましょうか、空き農家といいましょうか、農家のそういうふうな形の中で、都市住民の人たちが来て、言うなれば「週末は山梨にいます」というふうな、観光へ行政が乗った分なのかなと思いつつも、実質的にはやっぱり農業を中心として楽しまれているというふうな部分を拝見する機会がありました。

そういう点では、やっぱり都市住民を山梨へいかに呼び寄せるかという点からするならば、積極的に農政においても観光行政と手を携えて進めていくことが大切だと思いますが、その辺含めて、最後、いずれにいたしましても、これからの農政、非常に難しいことは十分承知はいたしております。承知はしておりますけれども、やっぱり農家のために、そして、山梨の農家の皆さん方を元気づけるために物の考え方を聞かせていただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

笹本農政部長

今、岡先生のほうからいろいろ担い手の関係でお話ございました。特にクラインガルテン、都市農村交流というようなことでございます。

私ども、本来、山梨県は、基本的には家族経営の農業が主体ですけども、やはり新しく農業を活性化するためには、先ほどの企業の方々とか、都市住民の方々とか、いろいろな方が来ていただく中で、活性化を図っていきたくて考えております。

先ほどお話をしましたクラインガルテンの話ですとか、それから、農業協力隊も、今年度、新たに22名ほど実施しまして、また、企業のほうも担当をつけて、現在やっているところでございます。

それから、本会議でもちょっと話をさせてもらったんですけども、企業の力を借りるということで、本格的に耕作をしなくても、来ていただいて、企業の農園というふうな格好で、社員の方とか家族の方が来ていただいて、耕作していただくなり、山のほうも歩いてもらうとか、地域との交流もするような中で地域の活性化を、全般的な施策、いろいろ組み合わせながら、今後も続けていきたいと思っております。

(学校給食への県産農産物の使用状況について)

浅川委員

2つばかり聞かせていただきます。

この間の議会の中で質問にもあったんですけども、この間、道の駅の甲子園ということで、豊富の道の駅が全国優勝したという、大変すばらしい報告があった中で、その後、私、テレビで何回か見る中で、長年、この農政の人たちの指導もあつたりしたと思いつつも、あの中での組合長さんを中心にかなり苦勞をしておつて、それをやっぱり生産者が見える、地産地消、まさしく地産地消の中で商売が消費者につながってきたという話も聞いたわけでありませし、また、そ

の中に地域の子供たちとのかかわりもちょっと言うておりました。子供たちにも生産としての大切さ等々を語っておりました。

そうした中で、ああ、これが食育なのかなというふうに私自身は感じました。そんな流れの中で、県内の農産物が学校給食にどの程度取り入れられているのか、その辺をちょっと聞きたいと思います。

樋川果樹食品流通課長 学校給食への県産農産物の使用状況ということでございますけれども、農政部と教育委員会が連携しまして、学校給食の食材調査というのを隔年でやっております。これは県内の公立の小中学校すべてにつきまして、9月の1カ月間、調査をするということですが、直近の平成20年度の調査の結果におきまして、学校給食に県産食材を利用している割合というものにつきましては34.1%ということでございます。この調査は平成16年に始めたわけですが、そのときには31.7%ということで、少しずつ増加をしているという状況でございます。

浅川委員 具体的に進めていくにはいろんな課題があると思うわけですが、できるだけ地域地域で、そこの教育施設というんですか、給食に取り組んでいくには、どんな形で。今、大体のことはわかりましたけれども、北杜であれば、北杜でとれたものが、というのがわかりますか。いろいろ課題は多分あるんだろうと思いますが、その辺がわかりましたら教えていただきたい。

樋川果樹食品流通課長 県内各地域での取り組み状況ということだと思いますけれども、農協そのもの、あるいは農協の部会組織、それから地域の生産者のグループ、それから直売所というようなところ、学校給食の場合は、直接、学校で調理する場合がありますし、給食センターでやる場合もありますが、そういったところと具体的に個別に連携をとりまして、いろんな品目で食材の供給を行っているという取り組みが事例として70ほどございます。

この中で特にこれは優良だというような事例もございまして、例えば上野原市ですと、JAクレインが学校給食の食材供給部会というものを立ち上げまして、市内の小中学校に提供しております。ここの特徴は、毎月の部会で翌月、翌々月に供給できる品目、それから、どんな形で供給できるのかという、そういう情報を学校の給食のほうのサイドに提供をしていくと。栄養士の方がこれを献立に反映させて、これを受けて、また生産をしていくという、そういうきめ細やかな調整といいますか、そういった対応をしているというようなことをやっております。

また、南アルプス市ですけれども、これは南アルプスの特産品企業組合のほたるみ館というところがございまして、そこは直売所も運営しているわけですが、そこに直売している農産物を櫛形地区の小中学校に提供しているということです。ここにつきましても、1カ月ごとの契約ということでございますけれども、契約の前月に組合の事務局がいろんな納入可能な作物を学校側にお伝えをして、それを栄養士さんがメニューに生かして、それを供給しているというような、システム化がされているというのが特徴でございます。

また、北杜市でございますけれども、これまでの学校給食100%北杜市産の米を使っているということですが、最近は特別栽培米を学校給食に導入するですとか、あるいは市内の野菜の生産者グループが有機野菜を納入するというような新たな取り組みも始めていまして、関係者の連携組織を立ち上げて、地元食材の利用率を高める取り組みを行っている、そんなような取り組みでございます。

浅川委員

わかりました。

いろいろ地域地域であるわけでありますが、実は私、今、委員長がサツマイモの話をしておられるわけでありますが、皆さんの御努力で、あけの金時というのがかなりブランド化しつつあるのですが、そういったものも含めて、県が学校給食というものについて、ここの担当か、そこら辺がちょっと私にはわかりませんが、給食というものに数値目標をつくって、県産品をどのくらい使ってくれるというふうな対策があるんですか、そういうものが。

樋川果樹食品流通課長 県の食育推進計画というのをつくってございまして、その中で県産農産物の、重量ベースでございませけれども、その目標を35%ということで目標設定をしております。

浅川委員

極力生産者もとれるときにはいっぱいどこでもとれるような部分があって、農家の人たちに経営的な部分で、下手な部分はその辺なんですよね。いっぱいつくるけど、やっぱり消費するのがどこにあるのか、その辺でやっぱり農家が伸び悩んでいる部分もあると思うんです。実は今、あけの金時もかなりたくさんとれて、これからどうするのか、独自製品というんですか、そこまで持っていくことがやっぱり理想なんですけど、そういう流れの中でも、少なくとも、千葉の紅あずまでなくても、明野の金時を使えるような、そういう環境づくりを、今後、数値目標をつくる中で、35%が適切かどうかは私にはわかりませんが、進めていっていただきたいと思います。これはちょっと要望でございます。

(県外からの出作について)

続けて、実は、先ほど岡先生が耕作放棄地の話をずっとされたんですが、本当に山梨県が実質は日本一でございますよね。その中で北杜も非常に多いわけです。そういう流れの中で、高冷地が多いわけでありまして、実は私もかなり悩んでおられるわけでありまして、今、長野県だとか群馬だとか、また、多分インターナショナルな方たちも含めて高原野菜、特にレタスだとか白菜を中心に今生産されております。それは早い時期であります。その部分で、全部とは言いませんが、その箱に、長野県だとか群馬県だというふうな箱に詰め込んでいる状態も見受けられるわけです。こういったものに対して、具体的には農地を使ってもらっているだけで感謝している人たちもいるわけでありまして、その辺の部分について、県、また、農協が多分関与しなければいけないんだろうと思いますが、その辺はどんなふうにか県のほうは承知しているわけですか。その辺をちょっとお聞きします。

有賀農村振興課長

ただいまの北杜市のほうで県外から本県のほうへ出作して農業をやっているということでございませけれども、そういったことがあるという話は聞いてございませますが、どのくらい来ているかと、出作しているかということについてはちょっと承知してございませ。

浅川委員

出作というんですね、今のは。多分、これ、出稼ぎの作物、かなりの量が実はあるんですよ。どこかでコントロールしていかないと、やっぱり食の安心・安全という部分で言うと、かなり大切な部分なのかなと、私は思うわけでありまして、その辺は農協が指導するのか、県が指導するのか。ちょっと答えられないね。

有賀農村振興課長

ただいまの御質問の中で、規制ということだと思いますけれども、農地を借りる場合につきましては、市町村域を越えて農地を借りる場合についても、こ



れは借りることができます。ただし、借りる場合の要件としまして、すべて農地を使うこと、それから、通作が十分できること、あるいは農業ができるだけの機械とか、あるいは労働力があるかとか、そういった幾つかの要件がございますので、そういった要件がクリアできれば、これについては市町村域あるいは県域を越えても農地を使うということについては規制ができないということになっております。

浅川委員

あまりしつこくしては悪いですけど、偽装の部分だけはどこかでコントロールできるようにしていただきたいと思います。

それとあわせて、帰った後、やり散らかして帰って、かなり農地の中には残留農薬というか、それがかなりあるんじゃないかなというふうに感じておるわけではありますが。その辺の、例えばチェックができるのであればチェックしていかないと、やっぱり食の安心・安全、顔が見えるという部分で一生懸命やっているにもかかわらず、耕作してくれることは大変結構なことです、そういう信頼を失うような部分だけは守っていかなくちゃならないと思いますので、ざくっとでいいですから、これは部長、答えてください。

笹本農政部長

北杜市で、現実問題、こちらから見れば入り作というような格好で、長野の方が現実に使っていらっしゃるということは事実として承知をしておりますけれども、実際問題、耕作放棄地で荒れているより、使っていただくと、地元の方もそのほうが、管理もできないような農地があるよりいい、というような考え方もあろうかと思っております。

ただ、野菜によりまして、結構土壌消毒等をするというような話も聞いていますので、必要があれば、技術センター等で土壌を調査させていきますけれども、基本的には自分の農地なので、よく相対でもってどういう話を、具体的に返す際の条件とかいろいろあろうかと思っておりますので、そういうことはまた農業委員会等を通じて指導してまいりたいと思っております。

鈴木委員長

例えば偽装商品で、ミカンであれば、静岡のミカンを蒲郡の箱へ入れて出しちゃうと、それも同じことだということの意味があるんだよね。その辺はどうです、だれか。産地偽装の疑いがあると。山梨でつくったものを長野というんだから。

西島農政部技監

今の、産地が北巨摩なのに長野のレタス栽培者が生産しながら、その箱へ入れて出荷しているという、これはJAS法の、原産地表示といいますか、出荷するときの話だと思います。それは、実は、農政部の所管ではなく、県民室の消費者安全・食育推進課の所管になっておりまして、そういう場合の指導等については、農政部のほうからも、こういうのにはどんな指導がいいんだというふうな働きかけをして、現場のほうで指導していきたいと思っております。特に農産物は、県境でやりますと、いろんなところで、道一本越えただけで長野県になったり、山梨県になったり、あるいは神奈川県になったりしますので、非常に微妙な問題も入っていると思っております。

(学校給食での県産水産物の使用について)

望月委員

先ほど浅川委員から、学校給食、地産地消ということで話がありました。山梨県は海がないんですけども、水産協同組合が存在します。学校給食の中でも、県内産の淡水魚をもうちょっと使っていただきたい。それから、納入が大変難しいらしいですね。生きたまま持っていくと。それで、調理時間が幾らかかるか、その時間までに届けなきゃいけない、すごく制約があって、1年間で大

体3回ぐらい利用していただけるかなというようなことなんですけども、子供のころからやはり食べ続けるということ、食べられるということが、やっぱり消費拡大につながると。こういう見解を持って、学校給食の中で、やはりそういったものもきちんと、できれば年に今までの3倍ぐらい、9回や10回、そういったものを取り入れていただくと、その関係業者は大変喜ぶと、こういうことなんですけども、いかがでしょうか。

樋川果樹食品流通課長 ちょっとお答えになるかどうかかわからないですけども、今、県内産の水産物もあるということで、そういったものを学校の給食へ、というようなことですが、実は、山梨県の学校給食会というのがございまして、そこで県内の生産者、それと生産組合と連携をしまして、商品化といいますか、商品を取りまとめてメニュー化をしまして、学校給食会が間に入って生産者と学校現場のほうへ幾つかの品目をつないでいるというような状況があります。

その中で、ニジマスにつきましては、この商品化の品目の中に入っております。これは1つのルートとして学校給食会が養殖業者さんから集め、それを学校給食現場に送るというシステムができていますので、そういった取り組みもまた活発にさせていただくよう、県としても働きかけをしていきたいと思っております。

(農業大学の建て替え、運営等について)

望月委員

ぜひもう少し使用量をふやしていただいて、こんなふうに思います。

それから、農業大学校でありますけれども、この委員会でも、県内調査で見せていただきました。かなり老朽化していて、それで、建てかえが必要ということで、当初予算にも載っております。

そういう中で、今回も載っているんですけども、当初から地域活性化臨時交付金を見込んだ中での農業大学校の建てかえ改修というふうに考えていたんでしょうか、どうなんでしょう。

赤池農業技術課長

農業大学校の建てかえでございまして、これは、つくってから長い年月がたつてございまして、老朽化しているということで、建てかえる計画はずっと検討してございましたが、今の、予算のところは、今回、先ほどの国の地域活性化経済危機対策臨時交付金を使うことになりましたが、当初からこれで、ということではなくて、これが出てきました関係上、有効に活用していこうということで使わせていただきます。

望月委員

新規就農者なんかかなりふえているということで、やはり山梨県のこの主要産業の1つである農業が活性化するためにも、この部分にかなり力を入れていくということが必要だと思うんです。

そういう中で、本来は県で負担するものを、4億数千万円、それが使えるということですから、より充実したものをつくってもらいたいと思うんです。それが、22年度末に完成ということですけども、繰越明許ということは、全然手をつけないということですよ。大体どんな構想の中で農業大学校を考えているのか、そこをちょっとお聞かせください。

赤池農業技術課長

農業に参入する希望者がこのところふえています。これまで新規就農者、新規に農業に入るという人が、このところ、数年前、四、五十人だったものが、今、18、19、20年と具体的な数字で述べますと、18年が71名、それから19年が74名、それから20年は80名と、この3年間を見ても、それまで四、五十であったものが、七、八十名に増加しています。これは、農

業の担い手が非常に少ないという中で、我々とすれば、非常に追い風だなと期待しているところをごさいます、経済がこんな状況でございまして、いろいろな産業からこちらに農業に目を向けていただいているということで、ありがたいと思います。

そこで、先ほどの農業大学校につきまして、老朽化しているということで新たなすばらしい施設にして、そして、新規就農したい人たちの要望にこたえていきたいということで、2階建てのものを新たに建築するということです。建物につきましても、せっかくつくるものですから、太陽光発電を併設したり、近代的ないい施設で教育できるような体制を整えていきたいと思っています。

望月委員 定員といえますか、大学校の学生をどのくらい、今までの推移と今後の見通しはどんなふうになっていますか。

赤池農業技術課長 定員につきましては、こここのところ1年で30名という定員を設けてやっております。希望がこここのところふえていまして、これまで受験する数も十七、八名だったものが30名というようにふえています。

さらに、職業訓練科のほうは、従来20名の枠であったものを40名にふやしたところです。ことしで申し上げますと、20名を40名にふやしたんですけど、訓練の希望者は80名、殺到したといえますか、定員の倍以上来たものですから、補正でさらに40名の定員プラス20名ということで、ことしは60名に、せっかく訓練したいという人が大勢来てくれるものですから、ふやして実施しております。

望月委員 それで、基本的な、例えば構想がどのくらい進んでいるのか。22年度、再来年の3月に完成ということですから、今現在、学校の計画というのはどんな状態ですか。

赤池農業技術課長 建設のスケジュールでございましてけれども、今ここで、先ほどの予算をお願いしていますが、今設計をしている段階でございまして。いよいよ本体工事に入りますのは、22年度の4月に入ってからでございまして、工期が約11カ月かかるということですので、22年度中には完成させて、23年の4月から、新たな生徒がそこに入れるというようなスケジュールで、今作業を進めているところでございまして。

望月委員 技術力というのは最も大事なものですけれども、やはり流通というんでしょうか、販売していく、そのノウハウなんかは、ここでは授業としてやるんですか。

赤池農業技術課長 最近では、農業の経営をしていく上で、先ほども売り先の話が出ましたですけども、経営というところが非常に重要な点でございまして。技術と、それから、プラス経営戦略というものが非常に重要でございまして、科目で生産技術、それから、経営の管理という面も科目の中にごさいます、その経営管理の中で農業の経営とか、あるいは農産物の流通だとか、さらには経営の簿記の科目もございまして、そういったもの、さらには情報処理の科目もございまして、自立できる立派な農業経営者になっていただくために、非常に多岐にわたった科目を設けているところです。

望月委員 私、よくわからないんですけども、農業高校がありますよね。それとの連携はどんな形の中でやられていますか。

赤池農業技術課長　農業高校は3校ございますけれども、定期的に情報交換したり、あるいは先生同士の交流だとか、そういった連携をとりながらやっておりますし、それから、入学につきましても、農業高校から、農業大学校に入っただけというような情報等も送っているところです。

望月委員　本来ですと、古い校舎を建てかえて、そして、県費を使ってやるということであるんですけども、たまたま地域活性化臨時交付金というような形の中でそれが使えるということですから、今まで以上の設備または取り組み、そういったことのできるような形の中でやっていただきたい、こんなふうに強く感じています。よろしくお願いいたします。

主な質疑等 商工労働部・労働委員会関係

※第129号 平成21年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中農政商工観光委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第21-10号 「改正貸金業法の早期完全施行等を求めることについて」の請願事項の3のうち中小事業者向けに係るもの

※請願第21-11号 「改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求めることについて」の請願事項の3のうち中小事業者向けに係るもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(大規模集客施設立地方針について)

大沢委員 1点。大規模集客施設立地方針について、6月の本会議の代表質問でこの議題を取り上げましたところ、早速、研究会を立ち上げていただいて、そのスピーディーな対応に非常に感謝しておりますけれども、知事はこの間の所信表明において、その研究会の報告も踏まえて、立地方針を見直すことを明らかにいたしました。立地計画、早期届け出の対象、床面積も1万平米から6,000平米の規模の施設に拡大等を示されましたけれども、地域貢献促進の対象についてはどのように考えているのか、伺いたいと思います。

岩波商業振興金融課長 現行の立地方針では、地域貢献活動の対象店舗を床面積が1万平米を超えるものであって、かつ、店舗面積が5,000平米を超えるものとしております。研究会からは、地域貢献による地域との連携の輪を、対象をもっと広げて、そういった連携ができるようにするべきだというふうな報告をいただきました。したがって、このことを踏まえまして、店舗面積を早期届出の対象面積が6,000平米を超えるものとなりましたので、そのうちの店舗面積3,000平米を超えるというものまで拡大をすることといたしました。

大沢委員 私のところにもラザウォークという大きな店舗ができて、非常に大勢の集客をしております。地域に貢献しているとかはともかくとして、あれが来たおかげで、かなり経済圏が変わってしまっていて、交通量も変わってしまっていて

いる。非常に対応が難しいわけでありますけれども、経済活動にも影響を及ぼしているというふうなことを考えると、大型店というものが地域貢献とか社会的責任を持っていかなきゃならないと思うのでありますけれども、現行の立地方針の中で、地域貢献活動の具体例を示して、幅広い分野での地域貢献を促してもらおうというふうなことでありますけれども、特色ある地域貢献を引き出していくというふうなことで、大型店に求める地域貢献活動についてはどのような見直しをするのか、お伺いします。

岩波商業振興金融課長 現行の方針では、今、委員御指摘のとおり、貢献活動の項目を、大項目7項目ですけれども、それにさらに小項目を設けて幅広く例示する中で、店舗の設置者などが、できるだけ多くの項目を選択して取り組んでいただくように要請をしているところでございます。しかしながら、ただいま委員からもお話がありましたが、本県の実情を踏まえ、的を絞って、地域の要請等を的確に反映して地域貢献活動を進めていくという必要性も高まっております。

このため今回の見直しにおきましては、大型店に対しまして、特に積極的な取り組みをしていただきたいということで、3つの項目を特出しして掲げたところであります。

その1点目は、地域の意見を地域貢献活動に的確に反映していただくために、地域貢献協議会というものを設置していただくということでございます。

2つ目は、地産地消の推進とか地元の業者との取引促進などを行っていただき、地域経済の活性化を促していただきたいということ。

3点目は、大型店に託児スペースとか育児相談窓口というものを設置していただき、そういった大型店を利用する機会の多いお母さんたちの利便性を高めるような子育て支援を推進していただくというふうなことを取り上げております。

こうした点を特に重点的に取り組んでいただくことによりまして、地域社会と大型店との連携による地域づくりということが一層促進され、進展していくものと考えております。

大沢委員 今の答弁の中で、地域貢献協議会というふうな言葉が出てきましたけれども、地域貢献協議会というのは、具体的にはどんな仕組みなのか、伺いたいと思います。

岩波商業振興金融課長 立地方針におきましては、店舗の設置者などは実施予定の地域貢献活動について、基本計画を作成していただき、それを県に提出していただくという進め方になっております。新たに設置していただく地域貢献協議会というのは、それに先立ちまして、市町村や地域住民、商工会等、地元の事業者の方々を構成員といたしまして、地域貢献活動の内容について、あらかじめ協議をしていただくことによりまして、地域の意見を吸収して、地域に即した基本計画ができていくようにというふうなことのために設けたものでございます。

それが計画時点でございますけれども、その後におきましても、地元との意見交換の場として活用していただければと考えております。

大沢委員 先ほどから話が出ているように、地域貢献促進の対象となる大型店というのは、これからかなり拡大をする等が考えられますけれども、対象とならないような施設もあるはずなんですよね。これに対して、強制的にこういうふうな方針をというふうなことはできないだろうけれども、いずれにしても浸透させていかなきゃならないというふうなことから考えて、対象となる施設も含めて、大規模集客施設の立地をどういうふうに図っていくのか、それを伺いたいと思

います。

岩波商業振興金融課長 委員の御質問は、6,000平米まで立地方針の対象というものを下げただけけれども、それより小さいところについてはどうするのかという御質問かと思えます。見直し後の立地方針では、6,000平米というのは、市町村域を超えて、広域的なまちづくりに影響を及ぼすということで、それについては、広域の行政主体としての県の役割ということで、この立地方針の対象ということといたしました。したがって、方針の対象とならない施設につきましては、広域に影響が、数値上の検証ではないということでございますので、それについては第一義的に地域に責任を持っていただく市町村に取り組んでいただくという位置づけでございます。

したがって、市町村におかれましては、この立地方針に準じていただきまして、住民等に対し、立地に関する情報を早期に提供したり、地域貢献活動の促進というふうなことについて、地域大型店に求めていただくということで、県の取り組みとあわせて、県全体で、いわゆる大型店の立地適正化につなげていっていただけるものと考えています。

大沢委員

あんまり長く話もできませんので最後ですね。先ほどから言いましたとおり、私のところにも大型ショッピングセンターができた、それによって集客とかまちづくりだとか交通だとか、いろんな影響というものが出てまいってきております。そんなことから、それぞれの大型店が出店する市町村との連携というものが非常に重要になってくると思えますよね。ですから、そういう市町村との連携、あるいは商工会、いろんな商店と連絡をし合ったり、情報を交換したり、そういうことが重要になってくるということ、今回、私のところに出たショッピングセンターを通して感じておりますので、そういう、市町村に対すること、地域への対応について、今後どういう形でいくのか、最後に部長のほうから見通しをお聞かせいただいで終わりたいと思えます。

興水商工労働部長

課長のほうから答弁いたしましたけれども、大型店は、地域においてそれなりの社会的な責任を果たしていただくという意味で、大変重要な施設であると思っています。立地につきましては、広域に影響を及ぼすものについては県のほうにおきまして指導等をさせていただくという形で取り組んでまいりたいと思っております。それ以下の部分につきましては、市町村のほうに、県と同じような役割を果たしていただきたい。それから、地域貢献活動につきましては、重点的な項目をお示しさせていただきましたので、地域の商工会の皆さんでありますとか、市町村と十分な連携を図る中で地域貢献活動をしていただき、地域の中で大型店として地域貢献をしていただくという方向で、私どもとしてもこれに取り組んでまいりたいと思っております。

(中小企業への金融支援について)

樋口委員

続けて岩波課長にお聞きしますが、本会議でも何人かの議員からお話がありました、中小企業への制度融資の金融支援、金融対策についてであります。本会議では、10月時点までの流れについて御答弁があったわけでありましてけれども、ここへ来てやはり景気の先行きが非常に不透明で、なおかつ資金需要期、中小企業にとって年末の資金繰りの時期に来て、大変いろいろなところからいろいろな相談や御示唆もいただいているところです。一番近いところでの動向についてちょっと教えてください。

岩波商業振興金融課長 少し前の期間から述べさせていただきたいと思えます。比較的安定をし

ているということを御説明するために述べさせていただきたいと思ひます。

月別の融資実績でございますけれども、7月までは20億円を上回る水準で、20億円よりもちょっと上ぐらいのところを、本年度については推移してきました。8月になりまして、企業の稼働日数も少ないというふうなことも原因の1つかと思ひますけれども、8月は15億9,000万円、9月が17億7,000万円、10月が14億6,000万円ということで、若干のこぼこはありますけれども、10億円台で推移をしてきております。それで、11月末の数字が出たんですけれども、11月については18億9,000万円ということで、8月以降とすれば一番高い数字が出てきておりまして、年末に向けてそれなりに資金需要が少しずつ出てきているのかなと思ひておりますけれども、昨年の11月の後半の融資から比べますと、全く違う様相でございます。資金需要は、そういう意味では相変わらず落ちついていると感じております。

それが資金需要、資金の動向でございますけれども、そうした結果、11月までは商工業振興資金の合計が152億円という数字でございます。したがって、今現在、9月補正でいただきました50億円を追加いたしまして、250億円の総融資枠を持っておりますので、当面、年末、それから今のところは年度末まで見越して、この枠で対応できると思ひております。

本会議で知事も答弁してはいますが、逼迫した状況になれば、また適切な対応をその時点でさせていただき、その際には議会のほうにもお願いをするというふうに考えています。

樋口委員

重ねてお伺ひしますが、7月からずっと下がって、11月に19億円弱になってきたということですが、それは去年のような状態ではなくて、毎年の傾向だというふうに理解していいですか。

岩波商業振興金融課長 例年の、いわゆる平準年でいいますと、やはり10月に落ちて、11月の後半から年末で動き出しが始まってきます。12月は平準年だと、大体9、10、11月の3カ月平均の2.5倍の水準で出ていくというふうな動きでございます。去年はちょっと異常ですので去年は除いているんですけれども、そういうことで見れば、ことしも同じような動きなのかなと思ひております。

樋口委員

少し落ちついたということであれば、本当にほっとするところでありまして、ここ2週間ぐらい、やっぱりデフレ再燃とか円高、株の下落と、環境がまだ非常に悪いということで心配をしております。やはり、そういう状況ですから、必要などころにはしっかり、かゆいところに手が届くといひますか、そういった対応は相変わらず担当課で、あるいは行政として、してもらわなければ困ると思ひてはいますが、去年のようにならない、あるいはなりそうになってもしっかりと対応するという意味で、金融機関といひますか、信用保証協会とか個人間といひるか、しっかりと連携して、あるいは要請活動等も雇用のほうではかなりしていると聞いてはいますが、金融対策のほうではどのような対策といひますか、取り組みをされているのでしょうか。

岩波商業振興金融課長 金融機関に対する要請活動ということでございますけれども、これにつきましては、今年度になりまして、6月に県内金融機関の代表者をお呼びさせていただきまして、中小企業の金融円滑化に関する意見交換の中で、中小企業に資金が回るようお願いをしたいということで、知事が直接要請をした経緯がございます。

そうした中で、昨今の景気判断では、底打ちなり回復のきざしが見られるというふうなことも言われてはいますが、本県の中小企業は、やはり、依



然として水準的には低いということをございますので、そういった中で金融機関に季節的な要因も踏まえ、積極的に動いてほしいということで、昨日、それから一昨日、7日、8日でございますけれども、県の銀行協会の会長行でございます山梨中央銀行、それから信用金庫協会の会長金庫でございます甲府信用金庫、それから信用組合協会の会長組合でございます都留信用組合を、商工労働部長あるいは次長が直接訪問をさせていただきまして、中小企業へのさらなる金融円滑化について協力を求めたところでございます。そのほか、県の制度融資を取り扱うすべての金融機関に対しまして、文書により要請を行っております。あわせて、信用保証協会に対しても保証事務について、的確かつ迅速に事務をとり行うように要請したところでございます。

樋口委員

切れ目なくやっていただきたいと思います。今、金融円滑化というような言葉もありましたけれども、まさに借りちゃっていると、新規貸し付けじゃなくて、今借りている分の返済の方法を変えてほしい、負担を軽減してほしいということで、4日に中小企業等の金融円滑化法が施行されましたけれども、本会議の中でもそのことに若干、大まかに触れられていました。今そういう対応、そのこともおっしゃったんじゃないかなと思いますけれども、この法案成立を受けての県の対応、制度融資の貸付条件、変更はどのようにできるかというようなことの指導とか、あるいは金融機関との取り決めとか、県の対応というのは具体的にどのようなことがされているんですか。

岩波商業振興金融課長 県の商工業振興資金につきましては、条件変更については、融資条件の変更に係る事務取扱要領というもので定めています。これにつきましては、国の中小企業金融円滑化法の施行に合わせまして、4日からこの事務取扱要領を改正して始めているところでございます。改正前の要領、通常、今までやってきたルールでは、融資後1年間については条件変更できませんということですか、償還期間は、変更を行った場合でもトータルで10年以内、例えば5年のものであれば5年まで、条件変更で償還期間を延長するのは5年までという形でございます。それから、返済猶予期間については1年以内ということで、貸付条件の変更には制限を設けておりました。このため、今回の金融円滑化法に伴う改正では、金融機関は顧客の求めに応じてできる限り対応しなければいけないというふうに義務化されたことから、こうした条件を金融機関でない県のほうで持っているということだと、金融機関の手足を縛ってしまうということになりますので、法律の施行期間であります23年3月31日までの間、今申し上げましたような規定の適用を停止する、それを適用しないということにいたしまして、金融機関の条件変更が適切に行われるような措置を講ずるということとございます。

したがって、金融機関の判断によって条件変更がスムーズにできるという環境が整ったと考えております。

樋口委員

また、その要綱なんか見せていただきたいと思いますけど、まさにモラル・ハザードと表裏一体の法律だから、なんて話もあったり、金融機関に行っている仲間から聞きますと、えらい法律をつくってくれるな、なんていうことを実際言われまして、そうはいつても、というような議論もしたんですけども、去年、ああいう大きなリーマンショックがあって苦勞して、今、制度融資を受けて頑張っているところが、もう少し、もう少しというところで頑張っていますから、ぜひその後押しをしていただきたいと思いますし、今おっしゃられた金融機関との連携もさらに強化していただいて、県の柱である中小企業を、さらにこの難局を乗り越えられるように、ぜひ応援していただきたいと思います。

す。

私のところにいろいろ問い合わせも来るんですけども、うまく答えられません。今おっしゃったようなことが、既に担当課、あるいは行政のほうに問い合わせがかなり来ている状況ですか。その辺の状況はどうか、教えてください。

岩波商業振興金融課長 金融円滑化法の施行に伴って、条件変更について、ということについては、一般の融資先からはまだ具体的にございませんけれども、金融機関からは、法律が施行になって県の制度融資の取り扱いをどういうふうにするんだというふうな問い合わせが、改正案を出す前にありました。そういう意味でいえば、スピーディーに対応ができたかなと思っています。それに対するお答えとして、問い合わせがあったと同時に対応することができましたので、そういったことで対応としてはよかったんじゃないかと思っています。

今、県の金融相談窓口では、やはり、それ以外の融資、金融機関と当たってなかなかうまくいかないとか、そういった金融相談というのが相当件数が出ておまして、11月末までの8カ月で368件というふうな数字になっています。昨年暮れは、ああいうふうな状況が秋からあったんですけど、その実績が414件というふうなことでございますので、昨年の相談件数としての実績に迫っているか、または超えているような状況になるのかなと思っています。

樋口委員

最後にしますけど、制度融資のメニューを見ても、一番初めにここへ電話してくれということで案内をしていますし、私たちも問われればそこに。ただ、商工会議所や中央会や、それぞれに窓口がありますから、あるいは市町村がありますから、そちらを通じてということが多いと思いますけど、1年の中で一番資金需要が高まる年末あるいは年度末ですから、この年末は特別に対応していくとか、そんなようなことをもし考えている、あるいはこれから考えるということがあるんでしょうか。

岩波商業振興金融課長 金融相談窓口といたしましては、昨年に引き続き、今年度、仕事納めである28日以降、29日、30日、金融機関が窓口をあけている間は、金融相談窓口も開いて、そういった金融に関する県民の皆さんの相談にこたえていきたいと思っています。県庁が閉まってしまいますので、お越しいただいてということが難しくなりますから、基本的には電話でということなんですけど、お会いして面談でというふうな御要望をその電話の中でいただければ、同時期にJA会館で労働のほうの窓口があいておりますので、そちらのほうの場所をお借りして面談も対応できる体制で臨みたいと考えております。

(高校生の就職支援について)

安本委員

高校生の就職支援についてお伺いしたいと思います。本会議の代表質問でもありましたけれども、もう少し対策を進めていただけないかと思っています。

まず、来年3月に卒業するまでに就職を内定させるということで、それに向けての対応策についてですけども、今回の答弁では、高校生の就職支援対策会議を設置された。そして、この会議で決定された支援策のうち、個別企業への求人枠拡大要請、60社を回っていただいて50人枠を確保されたということで、本当に頑張っていると思っています。この60社という数について、県内、まだまだ回れるところがあるのかなという思いもしているわけですけども、合同就職面接会、15日に予定されておりますし、また、来年2月にも、状況によっては追加開催も検討されていると聞いております。今の状況ですと、まだ内定率については新しい記事も出ておりませんが、

きのうあたりの報道を見ていますと、全国で、ある調査によれば、前年に比べて15ポイント低下しているというような報道もされておりました。2月、やらなければならないんじゃないかと思っておりますけれども、そうした面接会等へ向けて、さらにもう少し頑張ってください、就職枠を確保していただける、その求人をお願いしていただきたいと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

中澤労政雇用課長 高校生の就職支援につきましては、9月に就職支援対策会議を設置いたしまして、県、教育委員会、それに山梨労働局が連携しまして取り組みを行っております。先ほどお話がございましたように、個別企業への求人要請等も行っております。まあ、いいわけですが、今後とも山梨労働局や教育委員会と連携いたしまして、ハローワークにおける求人開拓、それからふるさと雇用再生基金を利用しました事業で、産業支援機構などに雇用安定推進員6名を配置しております。そうした方々による求人開拓、それに教育委員会のほうでは緊急雇用創出事業により、就職支援補助員を5名採用し、各学校に配置をしまして企業を訪問し、求人の開拓をしていただくというような取り組みを行うこととなっております。こうした各機関が連携し、求人枠拡大を図っております。

安本委員 よろしく申し上げます。私も、大学卒業のとき、オイルショックの第二次のときでして、いつもはきまって採用してくれる企業が、翌年は採用しないということで、3月まで就職が決まらなくて大変つらい思いをしました。高校生にとってはなおさらだと思っております、引き続き、御努力をお願いしたいと思います。

もう一つは、そういった対策をしっかりと進めていただいても、卒業しても就職が決まらなかった場合の、そうしたメンバーへの就職のための支援ということなんですけれども、本会議でも質問がありまして、教育長、商工労働部のほうでも答弁がありました。私は別の対策もお願いしたいと考えておりまして、今、新聞報道によりますと、2つの府県、京都府と鳥取県で打ち出しされている事業です。来春、就職先が決まらないまま高校を卒業したメンバーを対象とした職業訓練ですとか生活支援を受けながら就業支援対策を行うという事業でありまして、京都府の場合は、先日の報道ですけれども、全国初の試みで、高校生の就職内定率の悪化を受けて、来年4月から、高校新卒未就職者を直接、府が雇用して職業訓練を受けてもらう支援事業を始めると発表したと。定員は100名で、各高校を通じて応募して、選ばれれば月8万円程度の給料をもらいながら、希望の職種に応じた事務や技術の訓練を受けられるというものです。

もう一つの鳥取県のほうにつきましては、就職先が決まらないまま高校卒業する人たちを対象にした職業訓練コース、定員が40名だそうですが、それを2カ所の県立高等技術専門校に設ける方針を固めたと。高卒直後から1年かけてパソコン操作と簿記2級を身につけさせて、次の就職活動を有利に進めてもらうのがねらいだという事業が出ておりました。

京都府の生活支援までというのは、国の後押しがないとなかなかできないかなと思いますけれども、ただ、きのうの国の二次補正の中では、そのまま該当するのかわかりませんが、受け入れたところに生活費というような案も出ておりましたが、職業訓練コースの枠の確保ですとか、職業訓練を受けている間に就職先を探してあげるといったことならできるのではないかなとも考えておりまして、こうした事業について、来年度の事業化をぜひお願いしたいと思いますけれども、お考えをお伺いしたいと思います。

佐野産業人材課長 今、御質問いただきました就職困難な新卒高卒者に対する訓練を通じた支援

それから生活支援という観点からでございますが、まず、訓練の充実につきましては、現在、新規高卒者を中心に学生を募集しておりますのは、産業技術短期大学校と2つの職業能力開発校でございます。都留と峡南でございます。まず、産短大につきましては、今回の推薦入試で、各高等学校や企業から2.31倍の学生の推薦がございましたので、30名増員して合格者を確保するというような対応をとっております。また、都留、峡南の両高等技術専門校の普通課程4科でございますが、これは定員80名でございます。この80名につきましては、鳥取県を初め、全国33都道府県の1年間の普通課程は有料になっております。おおむね高校の授業料と同額を授業料として取っておりますが、本県の4科につきましては、無料で1年間の訓練を受けられるというようなシステムになっており、前期試験は終わっておりますけれども、後期試験を3月に実施する予定になっております。ですから、今のところ後期試験で44名の募集を行う予定でございますので、そちらのほうで吸収させていただきたいと考えております。

また、生活支援の関係でございますが、現状を申しますと、1つは技能者育成支援貸付制度というのがございまして、例えば経済的理由によりまして、なかなか訓練を継続することができない方に対しまして、奨学金等を貸し付ける制度が1つございます。これについては、現在、活用されております。また、雇用保険を受給できないということで、当然、公共職業訓練の中の学生さんなんかは受給できないという場合につきましては、一定の要件を満たしますと、これは国の基金による訓練と公共職業訓練、両方とも受けられるんですけども、訓練期間中に10万円の生活支援を受けられるという給付制度がございます。これらの制度につきまして、積極的に周知していくということを、今後、図っていききたいと考えております。

それから、安本委員から御指摘がございました、国の新たな制度設定の関係でございますけれども、これにつきましても、就職困難な新規高卒者を対象といたしまして、生活費も支給される訓練コースが新設されるという方向で検討が進められると承知しております。したがって、これを基金訓練で実施する場合については、本県でいいますとポリテクセンターで実施することになるかと思っております。既にポリテクセンターでは、6カ月の訓練をやっておりますので、それプラス6カ月で1年間の訓練、また、生活費も、10万円を、条件に合えば支給できる、こういうような制度設計になるかと思っておりますので、まだ確定しておりませんが、これらの制度を本県でも活用できるように私どもも情報収集しながら、今後の対応について検討していきたいと考えております。

安本委員

今伺いまして、いろいろあるようですので、周知徹底と、新しい制度と、しっかり考えていただきまして、高校生が全てきちんと就職できるようにお願いしたいと思います。ありがとうございました。

(障害者の雇用対策について)

岡委員

一、二点、お願いします。まず、今の大変な不況の中での雇用問題というのは、健常者でも大変な中なんですね。そういう中で、障害者が、実は、割合にジュエリーにかかっている人たちがいるわけでありましてけれども、御案内のような状況の中で、ジュエリー産業も非常に難しい状況にあるわけです。そういう方々で仕事がなく困っている、こういうふうなお話もあるわけでありましてけれども、障害者に対する就職といいましようか、それらについて何らかの手だてはあるんでしょうか。

佐野産業人材課長 障害者の雇用の関係で御質問をいただきましたが、まず、民間企業における障害者の実際の雇用率の状況でございますが、法定雇用率というのは1.8%ということになっております。ただ、全国的にも、本県でも、平成21年度の雇用率につきましては、若干、それを下回る状況ということで、全国平均が1.63%、山梨県が1.61%ということでございます。

そこで、雇用要請活動ということ、今、一生懸命やっております。これにつきましては、毎年、年明けの1月から2月にかけて集中的に経済4団体、それから受け入れ計画を持っているような企業を、私どもと山梨労働局を中心に訪問させていただきまして、雇用をしていただくよう呼びかけを行っている状況でございます。

岡委員

普通の会社等の仕事ができる場合はいいんですが、御案内のように、ジュエリーの場合は、例えば研磨だとか、言うならば手作業の割合が多い方が多いということで、例えば非常に手作業が器用だというのであれば、違う職業を見出して、ジュエリーから、今までとは違う、機械部門の産業の職業訓練なんかをしていただきながら、その方向へ行くこともどうかと思うんですけども、そういうふうな職業訓練対応がなされる場所があるんですか。

佐野産業人材課長

障害者の方につきましては、非常に就職の状況が厳しいと、委員御指摘のとおりでございますが、ただ、障害者の場合、一度転職しますと、なかなか次の仕事が見つからないという、そういう厳しい状況もございます。ですから、できるだけ職業訓練を通じて手に技術を身につけていただくということは非常に重要なことだと考えております。

県のほうでは、まず、就業支援センターというのが甲府にございますが、そちらのほうで、総合実務科といたしまして、例えば販売実務、それから環境サービス実務、また、ある程度、企業での実習を含めた、そうした職業訓練を、現在、実施しておるところでございます。また、企業へ委託しました訓練、これも例えばパソコン、介護、調理、企業での実習など、そうした訓練もいくつかコースを設定いたしまして、現在、実施しているところでございます。

昨年度の状況でございますが、例えば販売実務、環境サービスコースでいいますと、修了者が11名ございまして、そのうち7名が就職に至っております。また、企業に委託して実施するコースにつきましては63名が修了いたしまして21名が就職に至ったということで、やはり手に技術をつけていただきますと就職率が非常に上がるということもございましたので、今年度も引き続き、同じような形で訓練を実施しているという状況でございます。また、改めて別の職業訓練校につきましても、障害者の受け入れを積極的に進めているという状況でございます。

(商標冒認出願対策について)

岡委員

ありがとうございました。ぜひ弱い立場にいる方々に温かい手を差し伸べていただきたい。こんな時期ですから、特によろしくお願いしたいと思っております。

それでは違う視点でちょっと。実は午前中も若干、農政にかかわる部分でお聞きをしたわけでありまして。ロゴマークというか、ブランド、商標の関係であります。中国の方々は例えばワインであるなら勝沼と、山であるなら富士山というふうな形で商標をとられて、とられてという言い方は変ですけども、先に使用されてしまって、非常に山梨の場合には難しい部分があると、こういうふうにお聞きをしているわけでありまして。

そういう中で、このことは私はこの席で発言させていただいたと思うわけで

ありますけれども、ことしの3月末に、私たちフォーラム政新で香港へ行った折に山梨のブランド品といいたいまいしょうか、山梨の桃もブドウも山梨の産だというふうな商標がなかったわけでありまして、そういう点から問題を指摘させていただいた経過があったと思うわけですが、そういう中で、今後、実は農政の中では知事のトップセールスの中で、フジザクラポークという豚のすばらしい、おいしい豚肉を香港あるいは台湾等を含めて国外へ輸出するという予定が組まれているわけでありまして、それらについての商標問題について、ちょっと考え方をお聞きしておきたいと思っております。

尾崎産業支援課長 商標についての御質問にお答えいたします。農政部のほうでは、桃の輸出などに伴って、マークということを積極的に進められているというふうな伺っております。商工労働部のほうでは、去年、「山梨勝沼」という地名が中国の個人の方から冒認申請されたということが判明し、それに対する対応を行ってまいりました。県庁各部と連携いたしまして、具体的には企画部、農政部、観光部と連携いたしまして、県庁全体として、それに対して異議申し立てを行ってまいりました。そういった体制の中で、各企業に対しましても研修などを行いまして、輸出の際には御自分の会社の商標であるとか商品名、あるいは看板になっているブランドなどを登録することが重要だという研修などをさせていただいております。それに応じて、各企業のほうでは個々の会社のブランド名、会社名などを登録されるという動きが出てきております。

また、ワインのほうの「山梨勝沼」という地名が上海で登録されたことに関しましても、7月1日に異議申し立て書を正式に中国政府のほうに提出いたしまして、さらに9月には異議申し立て書に対する追加の資料を提出いたしまして、正式に中国政府によって審査をしていただいております。

岡委員 できれば、その見通しなんかも。例えば、それが取り消しをしていただける状況にまで、申し立てをして、それが裁判にかかるのかな、いずれにいたしましても、そういうふうな形の中で中国とは法律がちょっと違いますから、そういう点では何とも言えないところもあるんですけども、やっぱりこれから山梨の場合も外国へ積極的に輸出をしていくという形の中では、ブランド名というのは非常に大切だと思うわけですよ。

そういう点で、先ほども言いましたように、山梨の桃というブランドは出ていないわけです。ですから、山梨の、例えばブドウにしてもそうなんですけれども、そういうふうなものはなくて、日本の桃であり、日本のブドウであるわけです。だから、日本の桃であるならば、岡山の桃もやっぱり日本の桃になってしまう。あるいは、長野の桃も日本の桃になってしまう。やっぱり山梨の桃というのを、それなりに商標として勝ち取っていかねばいけない。

そのときに、まさにフジザクラポークというのは非常においしいわけですね。これからさらにワインブーフだとか、いろいろな形で出ていくと思うわけでありまして、そういうときに産業支援課としては、今、お聞きしましたように、横の連携も、企画部を含めてとられているようでありまして、それなりにしっかりした対応の仕方をしていかないと、先に使用されてしまっただけでは何もしないと思うわけでありまして、ぜひ積極的な取り組みをしていただきたいと思います。今後の取り組み、さらなる取り組みについてお聞きしておきたいと思っております。

尾崎産業支援課長 今後の取り組みについてでございますが、ワインなどの各企業の輸出の意向というのは、この商標と絡めて考えますと、直近、目先の輸出のことだけではなく、中期的に、5年後、10年後、どのように輸出を各企業が考えているの

か。輸出の意向が中期的にあるようであれば、各企業として輸出の際には防衛的な措置として商標を積極的に保護していくことが必要であるというのが、各部を連携して、あるいは特許庁などから情報を得て、一番重要なことであると認識しております。まず、そういった考え方を各企業の方々と研修などを通して我々のほうも共有をさせていただき、その上で、「山梨勝沼」といったような地名が登録されるというようなことに関しては、これは中国政府であっても、中国の法律であっても、積極的に防御的な措置をとってまいりたいと考えております。

(ワインコンクールについて)

岡委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。最後になりますけれども、もう一点。今、ワインの話が出ました。山梨のワインは非常に昨今、国内では金賞も幾つかとっているわけでありまして。そういう点では、ワインの質もよくなったというふうに評価をされてきておりますけれども、外国からするならば、まだまだ低いみたいな話もあるわけでありまして。私も、三、四年くらい前でしょうか、ワインコンクールがここ五、六年前から行われているわけですが、そこへ出席させていただきまして、いろいろ議論をした経過もあるわけでありまして、これにつきまして、世界のワインコンクールのものを山梨によって開催するというのはいかがでございましょうか。ちょっとお聞きしておきたいと思ひます。

尾崎産業支援課長

山梨県のほうから支援をさせていただいておりますコンクールは、国産ワインコンクールということで、国産のブドウを使ったワインについて、質の向上と販路拡大を図っていくという取り組みでございまして。

山梨県が支援をさせていただいておりますのは、やはり国産のブドウを使ったワインの振興を図るといふ点でございまして、そういった趣旨に沿うという意味で国産ワインコンクールを支援させていただいておりますので、世界のワインコンクールということになりますと、若干その趣旨からは難しいところがあるかと考えております。

岡委員

一応、了解いたしますが、確かにブドウは、国内において、山梨のブドウというふうに言われているわけでありまして。しかし、質の分からするならば、つまり、ワインをつくる、ワイン製造にかかわるブドウの品質からするならば、山梨のブドウというのは決してすぐれているとは、これは農政で言わなきゃいかんところなんですけれども、すぐれているとは言えないわけですね。

つまり、生産量だとかそういう部分については、間違いなく山梨のブドウはそれなりにすぐれていると思うわけでありまして。しかし、ワインという次元からするならば、例えば長野だとかあるいは北海道だとかいうふうな形のブドウの品種からして、ワインをつくるにはすぐれているブドウが生産されるというふうに言われているわけでありまして、そういう点からして、これから山梨におけるワインづくりというのは、世界へ向けて発信をしていくということになると、非常に大変だろうと思うわけでありまして。

これらについては、いずれにいたしましても農政ではないわけでありまして、商工の中のどこかの課でやっていただけるとは思うんですが、一生懸命努力をしていただきたいと思うんですが、その辺、いかがでございましょうか。

尾崎産業支援課長

まず、御指摘がありました質の向上についてでございますが、国産ワインコンクールの実行委員会のほうでも、海外の世界的に著名な審査員を招くというふうな形で、その部分のキャッチアップというのは配慮をいただいていること

と考えております。

また、ブドウに関しましては、農政部と合同でワイン産地確立推進事業という中で、ブドウの系統選抜などをさせていただいておりますので、そういった事業を着実に展開させていただきたいと思っております。

岡委員

やっぱり山梨というとワインと言われます。部長におかれましても、これから知事と一緒に、きっと香港だとか上海だとかその他のところへ出かけて行って、トップセールスと関係すると思うわけでありますけれども、ワイン問題を含めて、これからの海外進出に向けて、県の考え方を述べていただきたいと思っております。

興水商工労働部長

今、お話がございましたような、ワイン、あるいはその他の地場産品もそうでございますけれども、山梨の製品としてのブランド力というのは徐々に高まりつつありますし、特にワインにつきましては、先ほど来、お話が出ておりますように、国産ワインコンクール等の中で、国産ワインの中でも山梨県産のワイン、甲州ワインというものがしっかりとブランドとして確立をしてきていると考えております。

ワインを含めまして、地場産品の海外展開、販路拡大というのは大変重要であろうと思っております。私どもといたしましても、さらなるブランド力の向上と海外への販路拡大に努めてまいりたいと考えております。



主な質疑等 観光部関係

※第129号 平成21年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中農政商工観光委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(富士北麓広域周遊観光駐車場の整備について)

武川委員 富士スバルラインのマイカー規制と周遊観光などに伴う、ふもとにおける駐車場整備についてお伺いしたいと思いますけれども、このことにつきましてはさきの議会におきまして、予算もついたところですが、その後、どんなふうに進んでいるのか、取り組まれているのか。まず、その辺からお伺いしたいと思います。

塩谷観光資源課長 9月議会で承認をいただきました補正予算4,800万円でございますが、11月上旬には環境影響調査業務を発注し、同じく11月下旬には駐車場の概略設計業務、地形調査業務を発注したところでございます。現在は、文献などによる調査を終え、現地、候補地を含めたその周辺の実地調査を進めているところでございます。

武川委員 そこで、漏れ聞きますと、今月の17日かな、「富士スバルラインの適正利用と北麓観光振興検討委員会」が開かれるとのことを聞いているんですけども、であるならば、この委員会においても提示できる資料、あるいは説明できる部分、このことにつきましては、ある程度出せるものは出す、説明できるところは説明するということが必要じゃないのかなと思うんですけど、どうなのかな。

塩谷観光資源課長 検討委員会は17日に開催する予定で、今、資料を作成しているところでございます。ちょっと時間をいただければ資料を調製したいと思います。

武川委員 じゃ、資料をおつくりいただいているということですから、また教えていただきたいわけですが、先ほど申し上げましたマイカー規制、あるいは周遊観光のための、ふもとにおける駐車場につきましては、北麓の大方の皆さんが大変期待していることは間違いのないわけでありまして、特に私なんかは、これは、本当に、北麓の観光立県山梨、北麓の地域振興ということを考えてとき、30年、50年の先を見据えると、大変重要で意義があつてよかつたなと思つている1人なんですけど、一部、ふもとの観光業者の中に、この駐車場ができる規制日が広がって、現在の広い意味の観光というものに対して何か阻害するんじゃないかという思いの方もいるように聞いているんですけど、その辺はどんなふう認識しているかな。要するに、大方は期待しているんですけども、一部の観光業者は、駐車場ができる規制日が広がって、何か観光が阻害されるん

じゃないかというような人がいるけれども、どんなふうに思いますかと。

それからもう一つは、それに対して、そういう観光業者には検討委員会を通して、その中で説明しているから、それは十分認識されつつあると。その辺のところをちょっと御説明できればしていただきたい。

中楯観光部長

そもそも我々観光部がこの駐車場整備に当たっているわけですので、マイカー規制の拡大をもう少し、7月は、非常に、海の日周辺がこむと。中央道で3時間ぐったりしてきたら、またスバルラインでぐったりすると、こういうイメージが非常によくないということもありまして、その辺をもう少し延ばしたいということもありまして、この辺を、よく地元の意見を聞いてやるんだということで、もともとのスバルラインのマイカー規制にかかわる人たちと、それから、去年、観光圏という計画、これは何回も本会議でも答弁申し上げていますが、その中で周遊観光というものに非常に力を入れておりますので、両方をあわせた形で観光部が受けて、地域振興、観光振興という観点から考えていきたいということで、地元に入りました。

検討委員会の方々にお諮りをして、既にこれは県土整備部のほうでやっておりますけれども、これまでの12日間のマイカー規制を、やはり来ていただく方がよいイメージを持ってお帰りいただくということも含めて、3日間は延長すると。その場合に、駐車場の確保ができません。北麓公園駐車場が実はメインでありまして、この公園自体が、夏季は非常に利用人数が高いわけでありまして、これ以上広げられないと。あるいは、民間駐車場も相当数入っているんですけど、ここも民間ゆえに今後どうなるかというのが非常に不安定でございまして、従来からこういう問題がございました。おまけに国道から四、五キロ入ったところに駐車場があるわけです。5カ所に点在しているという中で、やはり1カ所に集約した駐車場と、観光圏で目指す周遊観光というものを、これから資料があれば説明できますけれども、そういったものを定着させて、宿泊滞在型の観光地と。滞在することによって、時間を多く使うことによって、1日目の富士山と2日目の富士山を違う場所で見てもらう、あるいは違う時間に見てもらう、そういうふうな観光振興につなげていこうということで進んでおります。

先生がおっしゃるように、地元の方々の御不満が、例えばその規制がより拡大していくのではないかと御懸念があるという話をお聞きしたことはございますけれども、私どもも、これまでもやってきていますように、そういう問題は地元の方々とお話をし、その上で進めてきておりますので、これからも、もしそういうことがあれば、当然、地元の方々の御意見を踏まえて進んでいくと考えていますので、そういう御懸念は抱かなくても結構ではないかと思っております。

武川委員

先ほど申し上げましたように、観光立県山梨、地元の振興のためには大変素晴らしいことだと期待しているわけですが、整備の拡大ということについては、将来的には時代の要請とかさまざまな要因の中で、これはわかりませんが、少なくとも短いスパンの中ではそういうことは考えておられないようにも認識しておりますけれども、多くの皆さんは期待しているけれども、一部の観光業者については、すぐ拡大されると困るなというようなことの中で若干心配されている方もいらっしゃるから、その辺のところを、スバルラインについては、本来は県土整備部が主体となるべきことなんでしょうけれども、観光部という視点の中で、観光部という立場の中で、一生懸命、観光部が対応していただいているわけですが、その辺の点について、ひとつ、地域がこぞって理解を深めていけるような努力をしていただきたいと思

います。

それから、もう一つは、マイカー規制と同時に周遊観光のための、ということがあるわけですが、私は以前にも申し上げましたけれども、観光だけではありません。何事もそうですね。世の中は、今、点から線、線から面的にというのが、さまざまな分野での考え方だろうと思うわけでありまして、その意味において、面的に、北麓がゾーンとして観光客を受け入れるということのために、この拠点となるべき駐車場は、その意味においても非常に重要だと、意義深いと思っているわけです。

さて、そこで周遊観光ということなんだけれども、実際に、具体的にどうするかというと、非常に僕は難しいと思うんですね。ですから、今、その辺のところについて、どのような考え方でいるのかなど。現状の中で整理していることをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

小林観光振興課長 この点につきましても、ハード、ソフトということで、一緒に資料を用いまして説明させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

武川委員 いずれにしても、この、ふもとにおける駐車場整備につきましては、マイカー規制、マイカー規制は富士山の保全と保護と、それからもう一つは、登山客、観光客のための安心・安全、その利用者に時間的なロスを与えないという、さまざまなことがあるわけですが、そして今申し上げた周遊観光ということがありますが、私は、もう一つ、マイカー規制のための、周遊観光のためのということに加えて、災害というのはないことが一番いいんですけれども、今、多様な災害というのが起こり得るわけでありまして、そのための防災の拠点としてもこれは位置づけられるのかなど。

私どもが思っているのは、せっかくつくるのであれば、マイカー規制、周遊観光、そして防災の拠点、そういう機能もあわせた、せっかく整備するんだから、思いつきでいろいろしていかないで、きょうなんか委員会の中でも執行部が答えるのは、努力しますとか。いつもそういう言葉を聞くんですけれども、ともかく今は、ただ努力するという時代じゃないから、ぞうきんに例えれば、ぞうきんの絞り方もいろいろあるけど、もう布がちぎれるぐらい知恵を絞って、各般にわたって努力しないとイケない時代ですから。難しいですよ。マイカー規制に伴う、あるいは周遊観光のための、そして今申し上げた防災拠点のためのという部分をバランスよく、限られた予算の中で整備していくというために、ぜひ知恵を絞ってやってもらわなければ困るわけで。資料をもらってからでもいいけれども、どうかな。

中楯観光部長 先生御指摘のとおりでございます。駐車場のみならず、当然、防災の拠点として使うことも可能でございますし、地元のお話なんかをお聞きしますと、富士北麓公園が、トップシーズンですので、例えば世界的な規模の大会であるとか、あるいは全国規模の大会であるとか、そういったものを、今やっているマイカー規制期間中の駐車場利用がなくなれば、かなり誘致をこれからしていこうという気運もあるわけです。それが地域振興にもつながるということで、北麓公園駐車場があくということでも相当の経済効果もあるだろうとも認識しておりますし、当然、災害時の防災の拠点としても使えるようにしたいと。

それと、もう一つは、基本的にはいろんなイベントがございまして、例えば北麓をスタート地点としております「富士ヒルクライム」なんかもございまして、こういった大型イベントも、より利便性の高いところで行えますので、お考えがあれば、そこで十分利用できる、というふうに、多目的で使うということは、基本的には考えていっております。ただし、今、アバウトな形で

出ていますけれども、やはり、景観、環境、こういったものにも配慮しながら取り組ませていただきたいと思いますので、また後ほど説明をさせていただきます。

鈴木委員長 武川委員の質疑中ですが、資料が来しだい、また時間を見て再開したいと思います。

(産業観光について)

大沢委員 質問するつもりは全然なかったんですが、聞くは一時の恥、聞かぬは一生の恥ということで勉強させていただきたいんですが、先ほど観光部長との雑談の中で、それはこういうことだとわかったので、じゃ、聞こうかなと思って。

産業観光というのを最近あちこちで聞くんですが、産業観光というものはどういふもので、山梨県ではそれに対して取り組みはどうしているのかなというのを伺いたいと思います。

八巻観光企画・ブランド推進課長 産業観光でございますが、いわゆる産業にまつわる工場とか生産過程とか、そういうものを観光の素材にいたしまして、お客様に見てもらおうというような取り組みのことを言っております。例えば、川崎あたりではたくさんの方が工場がございますね。そういうものを、例えば船を浮かべて見るとか、そういうものも産業観光の1つとして取り組んでいます。

今、山梨県での産業観光でございますが、中小企業団体中央会のほうで3年ほど前から取り組んでいただいております、これまでパンフレットをつくらしたり、あるいはモニターツアーをしたり、さまざまなことに取り組んでおられます。それについて私どもも御協力をさせてもらってきたということでございます。現在、産業観光に関する工場、それから生産過程、さまざまなものが、たしか40数カ所ぐらい設定されているはずです。

大沢委員 県内にもあるようですけれども、ほかから聞くものが、割合にお客が多いというふうなことを聞くんです。山梨の場合、それに対しての評価は、どういう評価をされているのか。これから推し進めていくというふうな意向があるのかどうか伺いたい。

八巻観光企画・ブランド推進課長 まず、これは会社のほうから見れば、イメージアップの機能もございまして、あと、担い手の確保とか、子供たちが行くとなると、教育とか、さまざまな物づくりに対する理解とかいうこともございまして、観光だけでなく、さまざまな面で効果があるものだと思っております。そういう面でも、今後、中小企業団体中央会のほうで基本的におやりになっていくわけですが、私どもとしましても、そういう旅行商品の造成とか販売とかいうことにつきましても、やまなし観光推進機構を通じまして御協力申し上げるというふうな形が考えられるのではないかと感じております。

(観光キャンペーンについて)

樋口委員 中途半端になっちゃうかもしれませんけど、先日、JRの知り合いから、来年もキャンペーンをやるよと。非常にうれしいことを聞きまして、19年は「風林火山」で非常に大勢の人が山梨を訪れてくれたり。この間、全国議長会の研修会で皆さんと一緒に東京の都市交通センターで研修を受けたときも、結局、観光の柱は、あのかの時の話だと、「篤姫」だこと何とかがだこと、そういうテレビを媒体にしたものが、非常にパーセンテージが高かったと思っていましたから、「風林火山」の後、また何年かたって、来ればいいかなと言っています。

した。19年は「風林火山」、20年はデスティネーションキャンペーン。で、ことしが「花と名水 美し色の山梨」キャンペーンということでやりましたが、来年もやるということでありまして、非常に期待をしているところであります。

過去2回と連続して、全国で本当にポイントを絞ってのキャンペーンと聞いていましたから、ずっと何年も山梨に来るといって自体が、非常に不思議な感じもするんですけれども、そのことについて、過去2回の経済効果といえますか、観光効果といえますか、いろいろな効果について教えていただきたいですし、来年どういう時期に、どういうふうにするのか、概要について、もし、今できるだけのことを提供していただきたいなと思います。

小林観光振興課長 平成19年度の大河ドラマ「風林火山」の効果をもちまして、その年度におきましては、過去最高の本県観光客の増加を見たわけでございます。その目減りをできる限り減らさなければいけないということで、翌20年度におきましては、デスティネーションキャンペーンという形で、普通は大河ドラマが終わった後は観光客が2割ぐらい減ると言われているんですが、非常に少ない目減りで抑えたということがございます。

本年度におきましては、先生から御指摘いただきましたように、JR東日本の重点販売地域に指定されまして、この4月から6月におきまして、「花と名水 美し色の山梨」という形でキャンペーンをさせていただきました。JR管内1,500駅がございまして、そこに山梨県の5連ポスターを張っていただけるなど、非常に大きな経済効果がございまして、こういうのを換算しますと、JRのそういう御協力だけで8.4億円ぐらいの事業効果があると言われておりまして、そういう形で進めておりました。

こういう形で、JR東日本の春のキャンペーンは、管内で2カ所しかございませんで、私どもも、こういった厳しい経済情勢の中で、何とか観光振興に寄与しなければいけないということで、部長を初め、JR東日本のほうに働きかけておりましたところ、その辺の働きかけを認めていただきまして、非常に異例ではございますけれども、2年連続という形でJR東日本の重点販売地域に指定されたというわけでございます。

樋口委員 すごいですね。JR東日本管内で2つのところを、何年も山梨に来るのがちょっと不思議なんですけど、それはどうしてなんですか。理由があるんですか。

小林観光振興課長 日ごろからJR東日本の幹部とも接触をもちまして、山梨県の熱意というのは示しておきまして、そういった日ごろからの密接な連絡調整、あるいは山梨県の考え方というものをわかっていただきまして、今回、こういう形で、2年連続の春の重点販売地域という形で指定をいただいたわけでございます。

樋口委員 ことしは、レトロ列車を走らせて、マニアといえますか、家族連れの方が大勢来たとかいうことが記憶にあるんですけれども、やっぱり4月、5月、6月の3カ月を、山梨の花を中心として売り出すということだと思っておりますけれども、特にどういうコンセプトというようなことがもう決まっているんですか。あるいは、JRと一緒にこれから話し合いをするんですか。

小林観光振興課長 現在、JRのほうの担当者と私どもの県、やまなし観光推進機構の3者をおきまして、具体的な内容につきましては詰めているところでございまして、来年、1月下旬から2月半ばぐらいには具体的な考えがまとまりましてプレス発表できるという形で、今、そこを目指して作業を進めているところでございます。

樋口委員　　また時々伺っていきたいと思いますけれども、先ほどの8億円ほどの事業効果、ちょっとわかりづらいんですけども。経済効果ではないし。その辺についてもうちちょっと詳しく。

小林観光振興課長　　普通、JRのほうで県がポスターを張っていただく場合には費用がかかります。こういった重点販売地域にかかりますと、それがすべて無料で張っていただけると。全国には掲出可能な1,500ほどの駅がございますので、非常にそういう点ではありがたい話ということもございますし、また、JRが独自につくりますパンフレット等もございまして、そういった費用を換算しますと、8.4億円ほどの事業価値があるということでございます。

樋口委員　　山の手線内とか、あるいは主要駅に山梨の名前、山梨の美しさのポスターを張られるということで理解していいですね。

そうすると、例えば8億円浮く分を、さらに、せめて、どこかでも申しあげましたけど、テレビだと思っんです、やっぱり。テレビスポットとかテレビCM、そういったものでJR東海なり東日本さんが大変すばらしいスポットとかCMを流していますけど、そういったものを県が大きく事業効果としてとらえて、その事業にさらに投資するといいますか、攻めるというようなことで、例えば吉永小百合さんを使ったり、いろいろなやり方があると思っんですけど、そういったものでさらに山梨の魅力をPRするような話にはならないわけですか。

小林観光振興課長　　私どももこういった他の観光振興団体と連携してやっていくということも、1つはこういった厳しい経済情勢の中で、さまざまな媒体を、さまざまなパートナーを探して連携してやって、県としては少ない支出において最大限の効果をj得るといっこともございまして。

先生がおっしゃったようなことも、今後、JRとの協議の中で、できるだけ可能なものは取り組む中で進めてまいりたいと思っんですけども、県としてはこういった厳しい経済情勢の中で、こういった大きな団体、観光に強い団体と連携できるということで、非常に経費的にはありがたい話だと考えております。

樋口委員　　今回のキャンペーンがまた成功して、送客といいますか、乗降客といいますか、JR東日本さんにも大きなメリットがあるということであれば、先ほど、JR東日本管内で山形と山梨2つだけの地域でやるということでもありますけれども、そういう成功が実績として残れば、さらにこれからも連携の中で続いていく可能性も大きくあるというふうに。

小林観光振興課長　　私どもの考え方というのは、やはり、JR東日本の管内、関東、甲信越、東北になるんですけども、こういった形でできるだけ少ないチャンスではあるけれども、働きかけは続けて、例えば春がだめなら秋をねらうとかいうような形でチャレンジしてまいりたいと考えております。

樋口委員　　わかりました。それで、4、5、6月でありますけれども、ポスターの掲出というメリットを今おっしゃられましたが、それが一番大きなメリットなのかもしれません。4月1日以降に張るということですか。それとも、その前から張るということですか。

小林観光振興課長　　3月から張るという予定で、今、考えております。

(信玄公祭りについて)

樋口委員

信玄公祭りが40回目を迎えるということで、本会議の中でも会派の代表質問でお伺いしました。ちょうどその時期でもありますから、4月の第2金、土、日だと思っておりますけれども、そのことについても大きくPRをしていくという日にちでよろしいですか。

小林観光振興課長

既にJRとの話し合いの中では、信玄公祭り第40回の節目であるということで、その辺につきましても、JRという交通機関を使ってたくさんのお客さんを連れてきていただくというような形でのツアーのことにつきましても、アイデアベースとして既に出ている状況でございまして、JRの駅への信玄公祭りのポスターの掲載から始まりまして、JRでの信玄公祭りキャンペーンなども実施していくということで、JRと連携しながら信玄公祭りにおきましても盛り上げてまいりたいと考えております。

樋口委員

ことしの4月の第39回の信玄公祭りは非常に楽しかったと、私は記憶しております。いろいろな催しも、また新たに、あるいは少し大き目にやった記憶があります。また、先日のえびす講でも同じようなグルメ横丁なんかを出して、多くの県民、家族連れが甲府のまちで楽しんでいただいた記憶があります。

39回のこの間の信玄公祭りは40回の信玄公祭りの成功に向けてのいろいろな試行をしたと聞いているわけでありまして、まだちょっと聞くのは早いのかなと思います。でも、準備はかなり進められているとも聞いているわけでありまして、第40回の信玄公祭りのコンセプト、あるいは39回の信玄公祭りでの成功事例、どういうふうなものを取り入れながら第40回を成功に導いていくかなんていうことが、今現在でわかるところで結構ですから、ちょっと教えてください。

小林観光振興課長

信玄公祭りにつきましては昭和45年から開催しておりまして、よろい武者1,500人を一堂に集めたという面におきましては、全国最大規模の武者祭りと言われております。今までの歴史の中で観光客の誘致と地域にも大変貢献した祭りだというふうに評価されていると思いますし、また、市町村や県内各企業が参画をしていただけるということで、県民の祭りとしても定着しているというふうに理解しております。

しかしながら、40回を迎えましてマンネリ化も言われておりますので、40回のコンセプトといたしましては、集客力の高い全国ブランドのイベントとなることを目指したいと。それから、国内外に山梨県を発信できるようなイベントとしたい、観光客や県民も参画できるようなイベントとしたい、それから、地域経済の活性化にも寄与するようなイベントとしたい、というようなことをコンセプトとしてやっていきたいと思っております。

特に39回は、40回の試行として行ったわけなんですけど、こうして多くの方々に祭りを実感していただけるということで、メイン会場を甲府駅前に移すというようなことをやっておりますし、また、先ほど御指摘がありましたグルメ横丁みたいな、非常に話題性のある取り組みを行っております、そういった39回で成功した事例というのは、40回におきましても継続してやっていきたいと考えております。

樋口委員

ぜひお願いしたいと思います。ちょっと指摘しました、先ほど武川委員の中にも、点から線、線から面という話がありましたけれども、なかなか面の中でぽつんと暗いようなところが結構あるわけでありまして、大きな面積を持つ店

舗とか、そういういろいろなところがこぞってこの3日間、一緒ににぎわいを創出してくれると非常にありがたいし、何年か後は紅梅町には宝石美術専門学校が来たり、また、新たな県庁舎のにぎわい創出にかかわる部分も出てきますから、そういったものにつながるように、ぜひ成功に結びつけていただきたいと思います。そういった官民の協力体制も準備を整えつつあると思いますけど、それについてはいかがでしょうか。

小林観光振興課長 先ほど、地域経済の活性化にも寄与するようなイベントとしたいということをおっしゃったけれども、私どもも先生のおっしゃるとおり、地域の商店街、あるいは百貨店といったところとも連携いたしまして、信玄公祭り協賛セール等々、そういった催しをやっていただけるように、今、働きかけているところでございます。

樋口委員 これで終わりますけれども、ぜひ甲府の商店街、あるいは、先ほど、山梨を全国に発信するのも1つ、というようなことも言われましたから、そういった発信のできる人やグループを巻き込んでやっていただきたいと思っているところではあります。観光部がキャンペーンを連続して持ってきたことは非常に評価を得るんじゃないかなと思いますし、私たちは私たちの立場で信玄公祭りをつくっていくと、さらにもっとつくっていくという立場で応援をしたいと思いますので、さらなる御尽力をお願いします。

(資料「富士北麓広域周遊観光駐車場の整備について」により、説明を受けた)

(富士北麓広域周遊観光駐車場の整備について)

武川委員 今、一連の資料による説明を受けたわけですが、この事業推進に当たっての必要要件、特に留意すべき点、これらを総合して最大公約数の中で一番ベターなところにまず用地設定をしたということから始まって、当面の考え方の御説明を受けたわけですが、まず、先ほどお話し申し上げましたように、第1点は、ともかく、来る17日ですか、「富士スバルラインの適正利用と北麓観光振興検討委員会」が開かれるようですから、そこを皮切りに、ともかく行政、各種機関、団体等々に十分な説明をする、そして県民はもとより、地域の住民に丁寧な説明をしていくということが、まず重要じゃないかなと思います。

それから、スバルラインのマイカー規制については県土整備部が主体であるわけですが、よく縦割り行政と言われている中で、ここまで県土整備部と観光部がうまくいろいろここまで立ち上げてきたなと思って、その点については評価をいたしておるところでございますけれども、先ほど申し上げたように、特にこれから防災拠点というような視点もあるわけですから、その担当部ともさらに連携を図って、必要なところは横断的に連携を図っていただきたいと思っております。

今も、白壁先生ともちょっとお話をしたんですけれども、今後また、いわゆる周遊観光ということになりますと、今度は、よく言われる観光地のオプションツアーなんていうのもあるわけですが、そのオプションツアーの商品化に向けて、この事業の推進と並行して、各市町村などとも、あるいは観光推進機構などともすべて連携しながら、あわせてオプションツアーの商品化に向けてのいろいろな作業も進めていただきたいと思います。それから、駐車場の管理運営に当たっては、いわゆる指定管理者などのこともあるのかなとも思っておりますので、いろいろ一度にお話を申し上げたけれども、整理してお答えをいただきたいと思います。



中楯観光部長 来週になりますが、17日に地元にお諮りをして、私どもが考えている方向性を確認したり、意見をお聞きして、また方向修正したいなど。特に、面的な整備につきましては、我々も一定の考え方を示せると思っておりますけれども、周遊観光自体は地元が本当につくり上げていただく、それが観光地をつくっていく上で一番大事なことだと思います。5ページの表にございますけれども、三、四年は、まわりつくまでかかるだろうと、こういうイメージを持っているわけですが、そこへ地元が主体となってつくっていただくと、そのことが観光地づくりにつながっていくと。挑戦をしていただいて、発展をしていただくと。そういう意味で、地元の方々と一体となって進めていきたいと思っております。

整備に当たったほうといたしましては、先生方から手を挙げていただきまして、本当にありがとうございます。図らずも資料が説明できたことを感謝申し上げます。答弁といたします。

武川委員 後段の部分の、管理運営について、そういうような考え方もあるんだけど。

中楯観光部長 おっしゃるとおりのことが、一応5ページの左側に書いてございまして、小林課長が若干説明いたしましたけれども、運営主体、まわりつくまでは、やはり、観光推進機構、観光圏協議会といったところで試行錯誤していこうと。一度にできないものと思います。二十五、六年になりますと、大体モニターツアーとか試行が終わりまして、運営主体も大体安定的にできてくるのかなと。そういうふうに、発注できる段階になりましたら、こういう施設自体が県直営のものでありますから、指定管理者制度も、当然、導入できるものでありますので、その辺は、指定管理者の問題も視野に入れて取り組んでいく必要があるということで、地元には資料の中にも入れてございます。どうぞよろしく願いいたします。

(観光圏整備事業について)

浅川委員 今、前向きな話が出ましたので、ちょっと渋い話をするわけではありますが、今、国で行われました事業仕分けの中で、先ほど来、観光圏の部分も、ソフトのところに出たり、いろいろしているんですが、この辺については、当初の見込みを聞いている中ではかなり減額されているように聞いていますけど、いかがですか。

小林観光振興課長 当初、観光庁のほうから示されました概算要求額よりは、事業仕分けによりましてかなり減額されたところがございますけれども、やはり、現在、国土交通省のほうにおきましても、観光を基幹産業としてとらえておりまして、その振興を図っていくため、本年度の観光圏の予算よりは増額になっておりますので、本年度以上の事業ができるのではないかなと考えております。

浅川委員 当然、富士山・富士五湖観光圏についても、5年間について予算化されているわけですが、これは今までどおりの予算が通るということですか。

小林観光振興課長 そのように考えております。

浅川委員 ちょっとまだ仮説の話だから、あんまり責めてもしようがないんですが、一方、今年度、莫大な費用をかけて八ヶ岳観光圏ということで事業を進めている

ようでございますが、この辺の進捗状況はいえ、そろそろ終盤に入っているわけですよね。その辺の進捗状況はいかがですか。

小林観光振興課長 現在、北杜市、長野県側の富士見町、原村のほうで、個々でやっていたワーキングを、先般11月に、合同ワーキングという形で1冊の計画書の案にまとめましてお諮りしたところございまして、全体の構成につきましては合意がとれたという形になっております。さらなるブラッシュアップを図りまして、今後、来年になりますけれども、国のほうも政権が変わったためにスケジュールが若干おくらしているという話を伺っているんですけども、来年、1月、2月に入りまして、国のほうのヒアリングが始まりまして、地元の人たちにも対応していただく中で臨んでいくという形になりますが、大体、計画のあらあらの形はでき上がっているところでございます。

浅川委員 ことし中に提出するんですか。

小林観光振興課長 来年です。

(インバウンド事業について)

浅川委員 それとあわせて、これは想定の部分でありまして、あまり責めてもしようがないんですけど、インバウンド、外国からの誘客についてはかなり予算が増になっているように聞いております。これに対する県の対応はどんなふうか、今、考えが出ていたら報告をお願いします。

窪田国際交流課長 国の概算要求で、インバウンド関係につきましては200億円弱ですけれども要望がありました。それが、事業仕分けにおきまして、半額ということで90億円ちょっとぐらいの金額に落ちつきましたけれども、今年度予算が約32億円ですので、来年度は3倍ぐらい。国のほうは、先ほど言いましたように、観光につきましては力を入れているという形です。

そこで、本県への影響なんですけれども、国が、インバウンド関係におきまして、地方と連携いたしまして、ビジット・ジャパン・キャンペーン事業を実施しておりますが、来年はビジット・ジャパン・イヤーという形で、大型な、連携の助成事業を計画しておりますので、本県におきましても、地域連携を含めて取り組みを行っていきます。

これが単県ですとちょっと難しいんですけども、地域の各隣県の広域連携という形で事業を組み立てますと、国のほうで積極的に予算付けをするということになっておりますので、地域連携を含めながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

浅川委員 なかなかいい連携をしているんじゃないかなと思いますが、私どもも、かなり、中国関係のほうは深沢先生も含めて上海ルートを持ってまして、いろいろお手伝いをさせていただいているわけです。当然、知事もトップセールスとして動いているんですが、いろいろな流れの中で、とにかく外国から来る人は、まず富士山を見ます。今、広域連携というような話をしましたけど、その辺はどんなふうかこれから連携を進めていくんですか。

窪田国際交流課長 現在、山梨県を中心として各隣県の広域関係の連携は、3つの地域で行っております。まず、第一に、富士山を中心といたしました静岡県と神奈川県と山梨県の富士箱根伊豆国際観光テーマ地区、これが1つあります。2つ目が、いわゆるゴールデンルートというのが、外国からの観光客の1つのルートとしま

して、東京から大阪。これに対抗するルートといたしまして、中央道を利用して行くルートというのをこの5年前からやっております、それが長野、岐阜を含めました中央内陸県でやっています。3つ目といたしまして、成田空港から首都圏を回って関東を回る1都9県の国際観光圏関東推進協議会、この3つを、今、やっています。それに加えて、先月、静岡空港を基点としまして、北陸方面からをルートとする新たなルートを検討する会合を持ちまして、これから進めていくことになっております。その4つについて、今、取り組みを行っております。

浅川委員

広域の中で、先ほど言われたように、5月でしたよね。富士山静岡空港。先般、向こうの正副議長も見てちょっとお話をし、ぜひ活用してくれという話がありました。かなり苦戦はしているような話もしていましたが、なかなかあそこまで、我々、現実問題として時間がかかって大変だな、なんて思いましたけど、その辺についての商品づくりなりも考えていただきたいと思いますが、その辺は何かありますか。

窪田国際交流課長

静岡空港につきましては、5月にオープンいたしまして、なかなか知名度がまだ上がっていない形で、海外での利用というのがまず低い面があります。しかし、山梨県としましては、富士山静岡空港と羽田が一番近いところですので、静岡空港を活用したインバウンド、誘客を進めるために、いろんなPR活動、また旅行会社等に対して、富士山静岡空港を利用したPR活動を、現在、進めておりますので、これが浸透いたしますと、来年以降、ふえるのではないかなど期待をしております。

浅川委員

前原国土交通大臣が羽田空港のハブ化なんていうことを言い始めて、これについてはあんまり反対する人もいないようでございますが、この辺について、山梨県が、今後、観光振興していく上での取り組みについて、どちらでもいいですから。

窪田国際交流課長

羽田空港のハブ化につきましては、国のほうが前向きな姿勢で積極的に進める形になっております。これまでも羽田につきましては韓国、上海、香港と3カ所とチャーター便という形でやっていますけれども、来年の10月に第4滑走路が開港しますと、非常に発着回数が多くなるということで、これからシンガポールとかヨーロッパとか、非常に大きく地域が広がります。

山梨県にとりまして、成田より近い羽田がそういうハブ化になりますと、羽田につきましては、国内便の基幹空港としまして全国を結んでおります。ですので、例えば、北海道に来た外国人観光客を、羽田から山梨へ送り込むというようなことも考えられますし、直接、羽田から山梨へ来ていただくこともできます。2時間程度なので十分に可能です。そういう形で、あらゆるPRを行い、取り組みをしてまいりたいと考えております。

主な質疑等 企業局関係

※所管事項

質疑

(小水力発電について)

岡委員

企業局が、一生懸命、水力発電を中心といたします3事業等について、努力なされていることに対して敬意を表したいと思っております。そのことによって、県のほうへ1年1億円、3年3億円という形で、既に2回にわたってやって来ているわけでありまして、そういう中で、あと1つ、企業局としてというふうな形の中で調査をしていただきまして、県内における急峻な山間地等々を含めて98カ所、小水力発電について調査をしていただいたわけでありまして、そのうち、今現在、どの程度動き始めているのでしょうか。

石原電気課長

現在、各市町村とかNPOとかから御相談がございまして、現在、26地点につきまして調査のお手伝いをさせていただいているというところがございます。

岡委員

26のうち、それは市町村というふうな形で取り組まれているのでしょうか。それとも、今、NPO法人が出たんですがNPOとか、あるいは事業者といいましょうか、企業というふうな形で取り組まれているのか、その辺をひとつ。

石原電気課長

市町村、それからNPOから、比較的多く御相談いただいておりますし、私どもも、比較的、比重を多く御支援申し上げます。民間の企業さんも御相談に見えております。

岡委員

私は、クリーンエネルギーというふうな視点で、この小水力問題を取り組んでいくべきだと、ずっと言い続けてきているわけでありまして、そういう中で、できれば、この不況の時代でありますから、市町村はもちろんでありますけれども、企業、民間に、より根づくような小水力発電事業をさせていくといいましようか、してもらおうというのでしょうか、支援をしながら指導していくというふうなことを感じているんですけれども、その辺についての考え方はいかがですか。

石原電気課長

現在、私どもの支援室は、市町村に限らず、NPO、また民間企業、どちらでも、御相談いただければ対応させていただく形をとっております。当初は確かに市町村とかNPOが多かったんですが、このごろは民間の方たちも御相談をいただいておりますので、御相談があればしっかり対応をしていきたいと考えております。

岡委員

小水力といっても、例えば、大きなものでは、都留の「元気くん」なんかを初めとしてそれなりのところもあるわけでありまして、小さいところでは、全く、1戸か2戸の家庭の水力発電なんていう小さな、これは発電所とは言いきれませんが、いずれにいたしましても、そういうふうな形で小水力発電を活用している方々もおおいになるわけでありまして。

今、当然のことではありますが、太陽光発電の部分では、各個人の家でパネルを乗せて、それで太陽光発電を中心としたクリーンエネルギーに寄与していると、私は感じているわけではありますが、そういう点で、できれば98カ

所のうち今26カ所、つまりあと72カ所ばかりのところ、ここがいいんじゃないかというふうに言われながらまだ手がついていないと思うわけでありますけれども、その72カ所についても、できるだけ多くの指導をしながら啓蒙啓発活動をしていただけるとありがたいなと感じているところでありますけれども、いかがでしょうか。

石原電気課長

地点は、マップでもう公表させていただいていますので、それぞれの機会を通じて、できるだけ多くの皆さんに知っていただいて、できるだけ多くの水力開発ができるように私どもも取り組んでいきたいと考えております。

(企業局からの繰出金について)

岡委員

今からの時代というのは、まさに化石燃料からクリーンエネルギーへという時代でありますので、そういう点での取り組みについて、ぜひ御協力をいただきたいと思っております。

さらに、先ほど申し述べさせていただいたわけでありますけれども、1年1億円のお金、全くとうといお金であります。これは企業局に言うのはちょっと何かと思えますけれども、いずれにいたしましても、せっかくクリーンエネルギーで得た収益、利益を、クリーンエネルギーでないところへ県は使っているわけであります。そういう点で、何らかの形で県当局へ、せっかくクリーンエネルギーで得た利益であるから、その方向で活用していただきたいというふうなことを言うことはできないのでしょうか。ちょっとお聞きをしておきたいと思えます。

石原電気課長

企業局からの繰出金でございますけれども、環境関連でお使いいただくというようなことで繰り出しておるものでございます。昨今、私どもも小水力発電の推進のためにいろいろ努力をしているところでございます。できるだけその方向で使っていただけるように、私どもも繰り出すときにそのような考え方を添えてお話をさせていただきたいと考えております。

岡委員

そういうふうなことを含めて、企業局の皆さん方には、大変な御努力をいただいているわけであります。公営企業管理者を含めて一体となって、そして3事業に取り組んでおられるということの中で、今申し述べさせていただいた、あるいはまた課長の答弁の中にもありましたけれども、これから、できるだけクリーンエネルギー、つまりせっかく得た利益でありますので、太陽光発電を中心といたしますクリーンエネルギーの事業へ、このお金を活用していただくということを、ぜひ管理者、一言決意を述べていただいて、知事に対しても、そういうふうな言い方をさせていただきたいということをお願いしたいと思うんですが、お考えを述べてください。

進藤公営企業管理者

今お話しのように、クリーンエネルギーを推進していくというのは、国にとっても県にとっても、これから大きなテーマになると思います。企業局は水力も太陽光も小水力もこれから一生懸命やっつけようというふうに思っています。今お話しのように、知事部局のほうとも連携をとりながら、県全体としてクリーンエネルギーが進んでいくようにしっかり取り組んでいきたい、このように思っています。

その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に一任した。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件について配付資料のとおり決定した。
- ・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、12月21日に、農産物直売所における取り組みについて、飯室隆人氏を参考人として招致し意見聴取することに決定した。
- ・ 10月23日に実施した県内調査については、議長あてにその報告書を提出したことが報告された。

以 上

農政商工観光委員長 鈴木 幹夫